

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

○保安林の指定の予定

○海岸保全区域の指定(二件)

○建設業許可の取消し

○道路の区域変更

○道路の供用開始(二件)

○県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件)

○開発行為に関する工事の完了(二件)

監査委員

○住民監査請求に係る監査結果の公表

告 示

○宮城県告示第百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年二月三日

ページ

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二一〇一六五	まごころ石巻市蛇田北経塚一〇二一三	1 指定障害福祉サービスの種類	一般社団法人まごころ	平成二十七年二月一日
〇四一一五〇〇七四七	でもつく大崎市古川中里六丁目二番三十八号 鈴木ビル一階・二階	就労継続支援 A 型	一般社団法人大崎わくわく福祉会	平成二十七年二月一日
〇四一二七〇〇五八五	ポラリス富谷センター 黒川郡富谷町成田二丁目三番地三 成田ビル一〇二号・二〇一号	就労移行支援 A 型 就労継続支援 A 型	株式会社ポラリス	平成二十七年二月一日

○宮城県告示第百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

宮城県利府町赤沼字番ヶ森九の一、葉山一丁目一八九(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字番ヶ森九の一(次の図に示す部分に限る。)、葉山一丁目一八九

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び利府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十七年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	指 定 区 域
仙台湾 沿岸名 港 区 海上地 区 海岸名	次に掲げるイ点からラ点までを順次結んだ直線及びイ点とラ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点（北緯三八度一〇分一四・二九〇六五秒東経一四〇度五七分三四・八三〇九二秒） イ点 基点A点から二〇七度二四分五二・三四秒三〇・〇〇三メートルの地点 ロ点 イ点から一六度二五五分〇三・九三秒二二〇・〇一八メートルの地点 ハ点 ロ点から二〇六度二五五分五九・七八秒三一・七一四メートルの地点 ニ点 ハ点から二一〇度五九分二六・一二秒一五八・七八四メートルの地点 ホ点 ニ点から二一八度五六分三三・六九秒一一・九八九メートルの地点 ヘ点 ホ点から二二二度二七三分三九・〇四秒七八・九二七メートルの地点 ト点 ヘ点から二一七度〇三分一五・〇一秒一〇三・三七四メートルの地点 チ点 ト点から二〇八度三四分五三・一八秒一一・一三〇メートルの地点 リ点 チ点から二九四度二七分四八・三九秒一四一・〇一三メートルの地点 又点 リ点から二四度四六分〇四・三三秒三〇・一三六メートルの地点 ル点 又点から二七度五四分三八・一七秒五一・〇二四メートルの地点 ヲ点 ル点から三一度一六分五二・九一秒五一・〇二四メートルの地点 ワ点 ヲ点から三四度三九分〇五・九九秒五一・〇二四メートルの地点 カ点 ワ点から三八度〇一分二一・三八秒一五・一五五メートルの地点 キ点 カ点から二四度〇六分三八・六五秒三七・二二四メートルの地点 ク点 キ点から二四度〇六分三八・八三秒五二・九八三メートルの地点 ケ点 ク点から二四度〇六分三九・〇七秒五二・二九七メートルの地点 コ点 ケ点から二四度〇六分四〇・二一秒四九・五五九メートルの地点

ツ点	ソ点	ネ点	ナ点	ラ点
ソ点から二九度四七分一九・九一秒四六・〇四二メートルの地点	ネ点から二七度三〇分五九・三八秒四五・六〇九メートルの地点	ナ点から二七度二四分五一・三五秒四五・一六五メートルの地点	ラ点から二七度二四分五一・三八秒四六・三三一メートルの地点	

○宮城県告示第百七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十七年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	指 定 区 域
仙台湾 沿岸名 港 区 流留地 区 海岸名	次に掲げるイ点からク点までを順次結んだ直線及びイ点とク点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点（北緯三八度一〇分一四・二九〇六五秒東経一四〇度五七分三四・八三〇九二秒） イ点 基点A点から二〇七度二四分五二・三四秒三〇・〇〇三メートルの地点 ロ点 イ点から一六度二五五分〇三・九三秒二二〇・〇一八メートルの地点 ハ点 ロ点から二〇六度二五五分五九・七八秒三一・七一四メートルの地点 ニ点 ハ点から二一〇度五九分二六・一二秒一五八・七八四メートルの地点 ホ点 ニ点から二一八度五六分三三・六九秒一一・九八九メートルの地点 ヘ点 ホ点から二二二度二七三分三九・〇四秒七八・九二七メートルの地点 ト点 ヘ点から二一七度〇三分一五・〇一秒一〇三・三七四メートルの地点 チ点 ト点から二〇八度三四分五三・一八秒一一・一三〇メートルの地点 リ点 チ点から二九四度二七分四八・三九秒一四一・〇一三メートルの地点 又点 リ点から二四度四六分〇四・三三秒三〇・一三六メートルの地点 ル点 又点から二七度五四分三八・一七秒五一・〇二四メートルの地点 ヲ点 ル点から三一度一六分五二・九一秒五一・〇二四メートルの地点 ワ点 ヲ点から三四度三九分〇五・九九秒五一・〇二四メートルの地点 カ点 ワ点から三八度〇一分二一・三八秒一五・一五五メートルの地点 キ点 カ点から二四度〇六分三八・六五秒三七・二二四メートルの地点 ク点 キ点から二四度〇六分三九・〇七秒五二・二九七メートルの地点

○宮城県告示第百八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十七年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十七年一月七日

二 商号又は名称等

株式会社渡辺建設 渡邊 由理	主たる営業所の所在地 登米市中田町石森字境堀七十一	建設業 許 可 番 号 般・特一二十 第三千三十七号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類 一部建設業 建築工事業	受付年月日 平成二十六年 十二月十一日
有限会社神山建設 神山 徳美	石巻市三ツ股四一三一 五十五	般一二十二 第六千八百七号	全部建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 内装工事業 水道施設工事業	平成二十六年 十二月十二日
株式会社さんのおう 海老澤 恒美	仙台市青葉区上愛子字 蛇台原四十九一六	般一二十三 第七千四百四十七号	一部建設業 電気工事業	平成二十六年 十二月八日
村澤技研株式会社 村澤 博	宮城県利府町花園三丁目 目十五一四	般一二十六 百五十七号	全部建設業 とび・土工事業	平成二十六年 十二月十一日
有限会社マツヨシ 小嶋 和夫	巨理郡巨理町吉田字中原 四十五一	般一二十三 第一万九千九十四号	一部建設業 土木工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十六年 十二月十一日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 奥松島松島公園線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
東松島市大塚字大東四〇番一地从先から 同市大塚字大東三番一六地先まで	前A	前A	一一・〇〇	二二四・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後A	後A	一一・〇〇	二二四・〇	
	後B	後B	一〇・五	一五〇・〇	

○宮城県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	奥松島松島公園線	東松島市大塚字大東四〇番一地从先から 同市大塚字大東三番一六地先まで	平成二十七年 二月四日

○宮城県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台松島線	宮城県松島町根廻字根崎山神四番地先から同郡同町根廻字泥一番一地先まで	平成二十七年二月六日

○宮城県告示第百十二号

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

県営住宅家賃規程（昭和五十三年宮城県告示第百八十号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表を次のように改める。

住宅名	所在地	建設年度	構造	一戸当たり住戸専用面積（平方メートル）	利便性係数	応益係数	近傍同種の住宅家賃
県営黒松第一住宅	仙台市	平成二年度	中層耐火造	五六・一	〇・九七五	〇・七〇七二	五三、五〇〇円
同	同	同	同	六七・二	〇・九七五	〇・八四七一	六三、二〇〇円
同	同	同	同	八六・〇	〇・九七五	一・〇八四二	八〇、八〇〇円
同	同	昭和四十四年度	同	三三・六	〇・九〇五	〇・二七九七	一九、〇〇〇円
同	同	同	同	四〇・二	〇・九〇〇	〇・三三四四	二〇、一〇〇円
同	同	平成六年度	同	五四・六	〇・九五〇	〇・七〇七一	九三、二〇〇円
同	同	同	同	五六・四	〇・九五〇	〇・七三〇三	九五、一〇〇円
同	同	同	同	六三・四	〇・九五〇	〇・八二〇九	一〇六、七〇〇円
同	同	同	同	六六・〇	〇・九五〇	〇・八五四六	一一〇、八〇〇円
同	同	同	同	六六・〇	〇・九五〇	〇・八五四六	一一一、二〇〇円

県営折立住宅

同

県営桜ヶ丘住宅

同

同	同	昭和五十二年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五六・五	五六・五	四五・七	四五・七	四五・一	七九・七	六九・〇	六六・〇	五六・九	七九・七	七六・二	六九・〇	六六・四	六六・〇	六三・四	五六・九	五五・〇	七九・七	七四・九	六八・六
〇・九一九四	〇・九一九四	〇・九一九四	〇・九一九四	〇・九一九四	〇・九五〇五	〇・九五〇五	〇・九五〇五	〇・九五〇五	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇一	〇・九五〇一	〇・九五〇一
〇・五五三一	〇・五五三一	〇・四四七三	〇・四四七三	〇・四四一五	一・〇七二四	〇・九二八四	〇・八八八〇	〇・七六五五	一・〇五八五	一・〇二二二	〇・九一六四	〇・八八一九	〇・八七六五	〇・八四三〇	〇・七五五六	〇・七三〇四	一・〇三三一	〇・九六九九	〇・八八八三
六〇、二〇〇円	五五、七〇〇円	五〇、〇〇〇円	四八、四〇〇円	四八、六〇〇円	一一七、八〇〇円	一一二、六〇〇円	一〇七、六〇〇円	九三、〇〇〇円	一一三、六〇〇円	一一〇、八〇〇円	一一〇、五〇〇円	一一五、二〇〇円	一一四、六〇〇円	一一〇、四〇〇円	九九、三〇〇円	九五、六〇〇円	一三三、五〇〇円	一二四、八〇〇円	一一五、三〇〇円

県営新坂住宅 (身体障害者向け住宅)										県営新坂住宅									
同										同									
同	同	昭和六十年	同	同	昭和五十九年度	同	同	昭和五十四年度	同	同	同	平成四年度	同	同	同	同	昭和五十四年度	同	同
同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同
七一・三	六七・四	五六・六	八三・八	七一・三	五六・六	六二・四	五四・五	五二・九	七六・八	六三・六	六三・六	五四・二	七三・五	六二・七	六一・三	五九・二	四四・九	六五・三	五七・〇
〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九九六四	〇・九一九四	〇・九一九四											
〇・七八〇五	〇・七三七八	〇・六一九五	〇・九〇三九	〇・七六九一	〇・六一〇五	〇・六八三九	〇・五九七二	〇・五七七七	一・〇二六一	〇・八四一五	〇・八四一五	〇・七七一	〇・七六五一	〇・六五三七	〇・六三八一	〇・六一六二	〇・四六七三	〇・六三九三	〇・五五八〇
六八、四〇〇円	六五、六〇〇円	五四、四〇〇円	八〇、〇〇〇円	六七、九〇〇円	五四、〇〇〇円	六一、三〇〇円	五四、四〇〇円	五三、四〇〇円	九五、七〇〇円	七九、三〇〇円	七九、三〇〇円	六七、七〇〇円	六九、三〇〇円	五九、五〇〇円	五八、二〇〇円	五六、二〇〇円	四三、二〇〇円	六六、六〇〇円	五五、九〇〇円

県営支倉住宅										県営広瀬住宅 (身体障害者向け住宅)									
同										同									
同	同	同	同	同	同	平成二年度	昭和五十九年度	同	同	同	同	昭和三十三年度	同	同	同	同	昭和三十二年度	同	同
同	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六六・〇	六五・八	六五・八	六五・三	五三・三	五二・八	五二・四	七一・三	八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八三・八	八一・四
一・〇〇〇〇	〇・九五八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三						
〇・八五三三	〇・八五〇七	〇・八五〇七	〇・八四四二	〇・六八九一	〇・六八二六	〇・六七七四	〇・八一二四	〇・九六八八	〇・九二九九	〇・八一四五	〇・七七〇〇	〇・六四六六	〇・九五五三	〇・九一七〇	〇・八〇三三	〇・七五九二	〇・六三七五	〇・九一七三	〇・八九一〇
六一、八〇〇円	六二、〇〇〇円	六一、六〇〇円	六一、二〇〇円	五〇、三〇〇円	四九、六〇〇円	四九、五〇〇円	六八、〇〇〇円	八一、九〇〇円	七八、一〇〇円	六九、六〇〇円	六五、三〇〇円	五五、三〇〇円	八三、一〇〇円	八〇、〇〇〇円	七〇、二〇〇円	六六、六〇〇円	五五、九〇〇円	八〇、六〇〇円	七八、六〇〇円

	県営岩切住宅			県営蒲生住宅			県営梶の杜住宅							県営安養寺住宅 (身体障害者向け住宅)					
	同			同			同							同					
昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 四 年 度	同	同	同
同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	簡 易 耐 火 造	同	同	同
六〇・一	六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七六・一	六七・三	六一・二	五一・三	五〇・四	七七・七	七五・三	六一・七	五一・五	三一・四	三一・四	七九・四	六八・〇	六六・〇
〇・九一八六	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇九四	〇・九〇九四	〇・九〇九四	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九六〇五	〇・九六〇五	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇
〇・六五五六	〇・七二〇三	〇・六三三九	〇・七六八二	〇・六八七四	〇・六四三七	〇・八六二四	〇・七六二六	〇・六九三五	〇・五八一三	〇・五七七一	〇・八八〇五	〇・八五三三	〇・六九九二	〇・五八三六	〇・一八四七	〇・一七六五	一・〇二六五	〇・八七九一	〇・八五三三
六一、〇〇〇円	六二、一〇〇円	五五、三〇〇円	六九、七〇〇円	六二、四〇〇円	五八、六〇〇円	八三、九〇〇円	七四、三〇〇円	六六、七〇〇円	五六、七〇〇円	五五、七〇〇円	八四、七〇〇円	八三、一〇〇円	六六、二〇〇円	五五、九〇〇円	三一、四〇〇円	三一、八〇〇円	七四、九〇〇円	六三、七〇〇円	六二、二〇〇円

	県営黒松第二住宅			県営太白住宅						県営六丁目東住宅						県営中倉住宅 (身体障害者向け住宅)		県営中倉住宅		県営燕沢住宅	
	同			同						同						同		同		同	
昭 和 四 十 年 度	同	昭 和 三 十 九 年 度	同	昭 和 五 十 三 年 度	同	昭 和 五 十 二 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	昭 和 五 十 七 年 度	同	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 六 十 年 度	同		
同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	中 層 耐 火 造	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同		
四〇・三	四〇・三	四〇・三	五九・三	五七・〇	五九・三	五五・九	八二・四	七九・九	七八・五	六七・七	六五・二	五二・五	六〇・七	五九・二	五九・二	六二・三	六八・四	六〇・一	六八・四		
〇・九一八〇	〇・九一八〇	〇・九一八〇	〇・九〇〇九	〇・九〇〇九	〇・九〇〇九	〇・九〇〇九	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇三三	〇・九七三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九一八六	〇・九一八六	〇・九一八六		
〇・三三六一	〇・三〇九六	〇・三〇九六	〇・五七八二	〇・五五五八	〇・五六八九	〇・五三六二	〇・九〇六七	〇・八七九二	〇・八六三八	〇・七四五〇	〇・七二七四	〇・五七七六	〇・六三一	〇・六四三三	〇・六一〇一	〇・六四二〇	〇・七五七二	〇・六六五三	〇・七四六二		
二七、七〇〇円	二七、六〇〇円	二六、五〇〇円	四四、二〇〇円	四二、八〇〇円	四四、六〇〇円	四二、二〇〇円	八八、六〇〇円	八五、七〇〇円	八五、八〇〇円	七三、二〇〇円	七〇、二〇〇円	五七、一〇〇円	五五、九〇〇円	五六、八〇〇円	五六、三〇〇円	五四、八〇〇円	七二、四〇〇円	六四、〇〇〇円	六九、一〇〇円		

県営将監第二住宅						県営将監第一住宅 (身体障害者向け住宅)		県営将監第一住宅										県営黒松第三住宅			
同						同		同										同			
同	同	同	同	昭 和 四 十 六 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 三 年 度	昭 和 四 十 二 年 度	昭 和 四 十 一 年 度	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
五八・二	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・二	四〇・二	八〇・五	七九・九	七九・六	七九・四	六三・一	五七・六	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・三		
〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九四三	〇・九一四三	〇・九一九〇	〇・九一九〇	〇・九一八〇		
〇・六七〇二	〇・四六九八	〇・四六五六	〇・四三八一	〇・三五七九	〇・三四六一	〇・四五九一	〇・九三〇九	〇・八八六一	〇・九〇九一	〇・七七二七	〇・七四六四	〇・六八一三	〇・四五九一	〇・四六四八	〇・四四五八	〇・三四六二	〇・三三五〇	〇・三三八五	〇・三三五		
八一、八〇〇円	五五、二〇〇円	五四、三〇〇円	四一、三〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、五〇〇円	五六、八〇〇円	一一三、四〇〇円	九四、五〇〇円	一一三、七〇〇円	七六、四〇〇円	九八、四〇〇円	九六、二〇〇円	五六、八〇〇円	五六、七〇〇円	四七、四〇〇円	二六、一〇〇円	二八、二〇〇円	二六、〇〇〇円	二九、二〇〇円		

県営加茂第二住宅					県営加茂住宅				県営将監第五住宅				県営将監第四住宅			県営将監第三住宅			
同					同				同				同			同			
同	昭 和 六 十 年 度	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 五 十 五 年 度	昭 和 五 十 八 年 度	昭 和 五 十 年 度	同	昭 和 五 十 年 度	昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	昭 和 四 十 九 年 度	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造 り	簡 易 耐 火 造 り	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六四・六	六〇・五	六四・六	六〇・七	六〇・五	六八・四	六〇・一	五七・〇	六〇・七	六一・四	五七・九	四四・六	四三・五	四三・五	四四・六	四四・六	四三・五	八一・七	七九・九	六四・三
〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇七三	〇・九〇七三	〇・九〇七三	〇・九四二	〇・九四二	〇・九四二	〇・九四二	〇・九四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九六四三	〇・九六四三	
〇・七〇六九	〇・六六二〇	〇・六八六三	〇・六四四九	〇・六四二七	〇・七一五三	〇・六八四	〇・五七七九	〇・六四九三	〇・五七八〇	〇・五三三七	〇・四二二七	〇・三八八六	〇・四六六九	〇・四九三六	〇・四二二七	〇・三八八六	〇・九四二〇	〇・九一九	
六四、三〇〇円	六〇、四〇〇円	六三、二〇〇円	五九、五〇〇円	五九、三〇〇円	六一、八〇〇円	五五、〇〇〇円	四九、一〇〇円	六五、三〇〇円	四二、八〇〇円	四一、四〇〇円	三四、一〇〇円	三一、六〇〇円	四七、〇〇〇円	四五、九〇〇円	三〇、六〇〇円	三一、四〇〇円	一一〇、四〇〇円	一〇八、七〇〇円	

						県営黒松第四住宅		県営加茂第三住宅		県営七北田住宅				県営虹の丘住宅					
						同		同		同				同					
同	同	同	同	同	平成三年度	同	同	同	平成元年度	同	同	同	昭和三十三年度	同	昭和三十一年度	同	同	昭和三十三年度	同
同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同
五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	七五・六	七四・四	六六・四	五六・九	六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七二・二
〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九二九三	〇・九二九三	〇・九二七六	〇・九二七六	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九一八七	〇・九一八七	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇
〇・七三四三	〇・七四二二	一・〇〇一六	〇・八三七二	〇・六九七八	〇・六三五一	〇・八一〇六	〇・七二三三	〇・八〇〇四	〇・七〇三三	〇・九五〇八	〇・九三三八	〇・八三五一	〇・七二五六	〇・七六八三	〇・六七五一	〇・八二四五	〇・七三七七	〇・六九〇九	〇・七九〇〇
六二、四〇〇円	六一、一〇〇円	八四、三〇〇円	七〇、一〇〇円	五八、三〇〇円	五三、三〇〇円	六五、五〇〇円	五九、一〇〇円	六三、三〇〇円	五六、四〇〇円	八五、八〇〇円	八〇、三〇〇円	七六、〇〇〇円	六六、二〇〇円	七七、七〇〇円	六八、二〇〇円	六九、一〇〇円	六一、九〇〇円	五八、五〇〇円	七一、八〇〇円

																		県営松陵住宅	
																		同	
同	同	同	同	同	同	同	平成五年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成六年度	同
同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	中層耐火造	同	
六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	八一・九	七〇・六	六七・七
〇・九九九七	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九							
〇・六六四八	〇・六六〇七	〇・六四三六	〇・六四一五	〇・六三六五	〇・六三四五	〇・五三〇六	〇・五〇八四	一・〇六九三	〇・九二二七	〇・八八三九	〇・七六三八	〇・七五三三	一・〇四二八	〇・八七〇八	〇・七五五八	〇・六六〇六	一・〇二八〇	〇・八八六一	〇・八四九八
八二、一〇〇円	八二、七〇〇円	七九、一〇〇円	七八、〇〇〇円	七八、八〇〇円	七九、四〇〇円	六五、八〇〇円	六三、四〇〇円	一一三、三〇〇円	一〇五、五〇〇円	一〇一、四〇〇円	八六、八〇〇円	八六、五〇〇円	一一五、七〇〇円	九二、四〇〇円	七五、三〇〇円	七一、四〇〇円	八七、五〇〇円	七五、四〇〇円	七二、四〇〇円

				県営石巻水押住宅																
				同																
				石巻市																
昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五五・九	五五・九	五一・二	四四・六	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六六・一
〇・九二二五	〇・九二二五	〇・九四二七	〇・九四二七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七
〇・四二一四	〇・四〇四六	〇・三七二七	〇・三三四七	〇・八一四	〇・七六四四	〇・六八一六	〇・六七五五	〇・六七三四	〇・六六九三	〇・六五二〇	〇・六四九九	〇・六四四八	〇・六四二七	〇・五三七五	〇・五二五〇	〇・八〇一〇	〇・七五四五	〇・六七二八	〇・六六六八	〇・六六六八
三八、〇〇〇円	三五、九〇〇円	三六、二〇〇円	三三、九〇〇円	一〇五、七〇〇円	九八、六〇〇円	九一、三〇〇円	八八、一〇〇円	八八、七〇〇円	八九、四〇〇円	八五、五〇〇円	八四、三〇〇円	八五、二〇〇円	八五、八〇〇円	七一、二〇〇円	六八、五〇〇円	九七、七〇〇円	九一、二〇〇円	八四、五〇〇円	八一、五〇〇円	八一、五〇〇円

		県営石巻黄金浜住宅		県営石巻門脇住宅		県営桃生中津山住宅		県営河南鹿又住宅		県営石巻吉野住宅(身体障害者向け住宅)		県営石巻吉野住宅				県営石巻鹿妻住宅				
		同		同		同		同		同		同				同				
平成四年度	同	平成二年度	同	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年
同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四八・三	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	六六・四	六六・四	六四・六	六〇・五	六三・二	七七・二	七四・九	六三・二	六二・二	四九・五	六六・七	五九・三	五五・九	四五・〇	五五・九	五五・九
〇・九七八一	〇・九二七四	〇・九二七四	〇・九二九五	〇・九二九五	〇・九二二八	〇・九二二八	〇・九三三〇	〇・九三三〇	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九二二七	〇・九二二七	〇・九二二七	〇・九二二七	〇・九二二七	〇・九二二七
〇・四七〇四	〇・六一五一	〇・五四〇四	〇・五九九七	〇・五二六九	〇・五三二二	〇・五〇六二	〇・五三三三	〇・四九〇〇	〇・五一四四	〇・六二八三	〇・六〇九六	〇・五二四四	〇・五〇六二	〇・四〇二九	〇・四九九〇	〇・四四三七	〇・四一八二	〇・三三六七	〇・三三六七	〇・四一五一
三六、〇〇〇円	四四、六〇〇円	三九、八〇〇円	五九、三〇〇円	五三、三〇〇円	四二、一〇〇円	四一、五〇〇円	五六、八〇〇円	五三、六〇〇円	五六、五〇〇円	七二、六〇〇円	六九、六〇〇円	五九、五〇〇円	五八、一〇〇円	四六、八〇〇円	四三、五〇〇円	三八、八〇〇円	三六、八〇〇円	三〇、二〇〇円	三〇、二〇〇円	三八、〇〇〇円

県営塩釜釜塚住宅	県営塩釜清水沢住宅										県営石巻渡波住宅(老人世帯向け住宅)		県営石巻渡波住宅		県営石巻西境谷地住宅					
同	塩竈市										同		同		同					
昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	同	同	同	平 成 元 年 度	同	同	昭 和 五 十 一 年 度	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	同	平 成 九 年 度	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五七・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	五七・九	五一・二	三二・七	五七・九	五一・二	六五・三	五五・八	七七・八	六五・三	七二・八	六六・八	
〇・九五〇〇	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九二四七	〇・九二四七	〇・九二四七	〇・九二四七	〇・九二四七	〇・九七七四	〇・九七七四	〇・九七七四	〇・九七七四	〇・九七八一	〇・九七八一	
〇・四四六七	〇・七三三三	〇・六〇一三	〇・五九五八	〇・四七四七	〇・六九四六	〇・五七七五	〇・五七二三	〇・四五五九	〇・四二〇五	〇・三七七八	〇・二三七四	〇・四三三五	〇・三六五六	〇・六七七六	〇・五七九〇	〇・八〇七三	〇・六七七六	〇・七〇九二	〇・六五〇六	
三五、九〇〇円	七六、四〇〇円	六三、六〇〇円	六三、〇〇〇円	五〇、二〇〇円	五五、一〇〇円	四五、九〇〇円	四五、四〇〇円	三六、三〇〇円	三五、一〇〇円	三三、六〇〇円	三三、三〇〇円	三一、九〇〇円	二九、一〇〇円	九八、二〇〇円	八四、一〇〇円	一一六、九〇〇円	九八、二〇〇円	五三、〇〇〇円	五一、九〇〇円	

県営名取田高住宅	県営白石寿山住宅	県営本吉大沢住宅	県営気仙沼鹿折住宅	県営塩釜釜舟入住宅	県営塩釜釜北浜住宅	
名取市	白石市	同	気仙沼市	同	同	
同	同	同	昭 和 五 十 一 年 度	昭 和 五 十 一 年 度	昭 和 五 十 一 年 度	昭 和 五 十 五 年 度
同	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	昭 和 五 十 一 年 度	昭 和 五 十 一 年 度	昭 和 五 十 六 年 度
同	同	同	中層耐火造	同	同	高層耐火造
五五・九	五二・五	五一・二	四六・五	六八・八	六六・四	五九・三
〇・九二四九	〇・九二四九	〇・九二四九	〇・九二七九	〇・九二四九	〇・九二四九	〇・九二八四
〇・四三三三	〇・四〇六八	〇・三九六七	〇・三〇二四	〇・四九七八	〇・四八〇五	〇・四九〇九
三七、八〇〇円	三五、一〇〇円	三四、四〇〇円	二七、九〇〇円	四五、〇〇〇円	四三、八〇〇円	三七、四〇〇円

二 宮 名 取 手 倉 田 第 二 住 宅	宮 名 取 谷 津 山 住 宅										宮 名 取 名 取 が 丘 四 丁 目 住 宅				宮 名 取 飯 野 坂 住 宅						
	同										同				同						
	平 成 二 十 五 年 度	昭 和 五 十 六 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	平 成 五 年 度	同	同	同	平 成 七 年 度	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	三 八 ・ 〇	六 一 ・ 八	七 九 ・ 六	七 四 ・ 九	六 八 ・ 四	六 七 ・ 五	六 五 ・ 五	六 五 ・ 一	五 八 ・ 一	五 五 ・ 一	七 八 ・ 六	七 〇 ・ 四	六 五 ・ 七	五 五 ・ 〇	七 九 ・ 九	七 三 ・ 〇	七 二 ・ 八	六 六 ・ 八	六 三 ・ 五	四 八 ・ 三	
	〇 ・ 九 九 一 六	〇 ・ 九 四 一 六	〇 ・ 九 五 五 八	〇 ・ 九 五 七 八	〇 ・ 九 五 七 八	〇 ・ 九 五 七 八	〇 ・ 九 五 七 八	〇 ・ 九 五 四 九	〇 ・ 九 五 四 九	〇 ・ 九 五 四 九	〇 ・ 九 五 四 九	〇 ・ 九 五 四 九	〇 ・ 九 五 四 九								
	〇 ・ 四 六 〇 一	〇 ・ 五 二 八 三	〇 ・ 八 一 八 九	〇 ・ 七 七 〇 六	〇 ・ 七 〇 三 七	〇 ・ 六 九 四 四	〇 ・ 六 七 三 八	〇 ・ 六 六 九 七	〇 ・ 五 九 七 七	〇 ・ 五 六 六 八	〇 ・ 八 三 三 四	〇 ・ 七 四 四 六	〇 ・ 六 九 四 九	〇 ・ 五 八 一 七	〇 ・ 八 一 〇 五	〇 ・ 七 四 〇 五	〇 ・ 七 三 八 五	〇 ・ 六 七 七 六	〇 ・ 六 四 四 一	〇 ・ 四 八 九 九	
五 六 、 九 〇 〇 円	四 五 、 三 〇 〇 円	九 二 、 三 〇 〇 円	八 七 、 三 〇 〇 円	七 九 、 三 〇 〇 円	七 九 、 五 〇 〇 円	七 六 、 五 〇 〇 円	七 七 、 五 〇 〇 円	六 七 、 五 〇 〇 円	六 四 、 六 〇 〇 円	一 一 、 四 〇 〇 円	一 〇 、 一 、 七 〇 〇 円	九 五 、 一 〇 〇 円	八 二 、 二 〇 〇 円	六 九 、 一 〇 〇 円	六 〇 、 八 〇 〇 円	六 〇 、 八 〇 〇 円	六 〇 、 六 〇 〇 円	五 四 、 九 〇 〇 円	四 一 、 八 〇 〇 円		

宮 名 取 多 賀 城 八 幡 住 宅										宮 名 取 角 田 横 倉 住 宅				宮 名 取 増 田 住 宅						
多 賀 城 市										角 田 市				同						
同	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	同	同	昭 和 六 十 年 度	昭 和 四 十 一 年 度	昭 和 三 十 五 年 度	昭 和 三 十 四 年 度	昭 和 三 十 三 年 度	同	平 成 五 年 度	同	同	平 成 三 年 度	昭 和 六 十 一 年 度	昭 和 六 十 年 度	同	同	
同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七 八 ・ 三	六 八 ・ 二	五 五 ・ 三	六 八 ・ 九	六 八 ・ 九	六 二 ・ 〇	五 三 ・ 六	四 〇 ・ 三	三 六 ・ 四	三 六 ・ 四	三 六 ・ 四	七 四 ・ 四	六 四 ・ 四	七 九 ・ 九	六 七 ・ 二	五 六 ・ 一	六 〇 ・ 七	六 〇 ・ 七	七 六 ・ 七	六 五 ・ 〇	
〇 ・ 九 〇 三 六	〇 ・ 九 〇 三 六	〇 ・ 九 〇 三 六	〇 ・ 九 〇 三 六	〇 ・ 九 〇 三 六	〇 ・ 九 〇 三 六	〇 ・ 九 〇 三 六	〇 ・ 九 〇 三 六	〇 ・ 九 〇 三 六	〇 ・ 九 〇 三 六	〇 ・ 九 〇 三 六	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 九 三 〇	〇 ・ 九 九 三 〇	〇 ・ 九 九 三 〇	〇 ・ 九 四 三 〇	〇 ・ 九 四 三 〇	〇 ・ 九 九 一 六	〇 ・ 九 九 一 六	
〇 ・ 七 三 五 三	〇 ・ 六 四 〇 四	〇 ・ 五 一 九 三	〇 ・ 六 三 七 八	〇 ・ 六 三 七 八	〇 ・ 五 七 三 八	〇 ・ 四 九 六 一	〇 ・ 二 六 九 九	〇 ・ 二 四 三 三	〇 ・ 二 〇 九 四	〇 ・ 二 〇 四 五	〇 ・ 六 六 五 七	〇 ・ 五 七 六 二	〇 ・ 八 三 二 七	〇 ・ 六 九 九 五	〇 ・ 五 八 三 九	〇 ・ 五 五 九 九	〇 ・ 五 五 一 八	〇 ・ 九 二 八 七	〇 ・ 七 八 七 〇	
七 三 、 九 〇 〇 円	六 四 、 六 〇 〇 円	五 一 、 七 〇 〇 円	六 二 、 三 〇 〇 円	六 一 、 五 〇 〇 円	五 六 、 四 〇 〇 円	四 八 、 七 〇 〇 円	一 七 、 六 〇 〇 円	二 一 、 五 〇 〇 円	二 一 、 五 〇 〇 円	一 〇 、 五 〇 〇 円	九 五 、 八 〇 〇 円	八 四 、 五 〇 〇 円	五 九 、 四 〇 〇 円	四 九 、 九 〇 〇 円	四 二 、 一 〇 〇 円	五 〇 、 六 〇 〇 円	四 九 、 三 〇 〇 円	一 一 四 、 七 〇 〇 円	九 七 、 三 〇 〇 円	

県宮岩沼相の原住 宅										県宮岩沼亀塚住 宅				県宮多賀城浮島住 宅				県宮多賀城中峯元 住宅		県宮多賀城大代住 宅	
同										岩沼市				同				同		同	
同	同	同	同	昭 和 五 十 一 年 度	同	同	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	昭 和 五 十 三 年 度	昭 和 五 十 二 年 度	昭 和 五 十 年 度	同	平 成 三 年 度		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
五七・九	五七・九	五一・三	五一・三	五一・三	五一・二	四六・五	四六・五	四六・五	五七・九	四六・五	四四・六	四三・五	六六・七	五五・九	四五・〇	五七・〇	四六・五	六八・〇	五五・〇		
〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九八六五	〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九八六五	〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九三八四	〇・九三八四	〇・九三八四	〇・九五〇〇	〇・九三〇九	〇・九三〇九	〇・九三〇九	〇・九三〇九	〇・九〇八七	〇・九六〇五	〇・九六〇五		
〇・四二五九	〇・四二五九	〇・四二八〇	〇・三七七三	〇・三七七三	〇・三七〇三	〇・三八五五	〇・三三六三	〇・三三六三	〇・四二二四	〇・三三二二	〇・三二七七	〇・三〇二八	〇・五七二二	〇・四七八七	〇・三八五四	〇・四八〇二	〇・三三九八	〇・七七七四	〇・五八八四		
三八、三〇〇円	三七、六〇〇円	四七、二〇〇円	三三、七〇〇円	三三、二〇〇円	三〇、〇〇〇円	四七、七〇〇円	三三、四〇〇円	二九、五〇〇円	二九、二〇〇円	三三、五〇〇円	三三、五〇〇円	三三、一〇〇円	四六、三〇〇円	三九、一〇〇円	三一、九〇〇円	三九、八〇〇円	三一、六〇〇円	五四、九〇〇円	四四、六〇〇円		

県宮若柳川南第二 住宅	県宮築館秋沢住 宅	県宮若柳川南住 宅	県宮追萩洗住 宅							県宮登米前舟橋住 宅	県宮岩沼千貫住 宅					県宮岩沼相の原住 宅 (身体障害者向け 住宅)	県宮岩沼相の原住 宅	同	
同	同	栗原市	同							登米市	同					同	同	同	
平成元年度	昭 和 五 十 六 年 度	同	同	平 成 七 年 度	同	平 成 七 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	平 成 三 年 度	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 五 十 一 年 度	昭 和 五 十 六 年 度	同
木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐 火造	木造	同	同	同	同	同	同	同	同
六七・二	六一・八	七九・四	六七・四	五六・〇	六九・〇	六六・〇	七八・三	六五・二	六四・七	五一・六	六八・七	六八・四	六〇・一	六七・五	五九・二	五七・九	五七・九	六一・八	五七・九
〇・九三〇三	〇・九三二八	〇・九九八八	〇・九九八八	〇・九九八八	〇・九九四四	〇・九九四四	〇・九九四四	〇・九九四四	〇・九九四四	〇・九九四四	〇・九八七九	〇・九〇九一	〇・九〇九一	〇・九〇九一	〇・九〇九一	〇・九三六五	〇・九三六五	〇・九三六五	〇・九八六五
〇・四九四四	〇・四五七五	〇・七六一七	〇・六四六六	〇・五三七二	〇・六六三〇	〇・六三四二	〇・七三七七	〇・六二〇六	〇・五九八〇	〇・四七六九	〇・五六六七	〇・五七〇二	〇・五〇一〇	〇・五一四二	〇・四五二〇	〇・四五五九	〇・四二五九	〇・四九二六	〇・四八二二
四四、一〇〇円	四二、三〇〇円	一〇六、八〇〇円	九三、三〇〇円	八一、七〇〇円	九一、二〇〇円	八八、一〇〇円	五三、一〇〇円	四四、一〇〇円	四四、一〇〇円	三五、〇〇〇円	五二、二〇〇円	五一、四〇〇円	四四、九〇〇円	四五、〇〇〇円	三九、五〇〇円	三八、三〇〇円	三七、六〇〇円	四七、四〇〇円	五二、八〇〇円

県営矢本赤井住宅				県営鳴瀬中央住宅			県営鳴瀬小野住宅			県営矢本下浦住宅 東松島市						県営若柳新堤下住宅		県営築館久伝住宅			県営鷺沢柳沢住宅		
同				同			同			同						同		同			同		
同	平成三年度	同	平成二年度	昭和三十三年度	昭和三十四年度	昭和三十五年度	同	昭和三十三年度	昭和三十四年度	昭和三十五年度	同	昭和三十五年	昭和三十六年	同	同	同	平成四年度	平成三年度	平成二年度	同			
同	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同	同		
七三・三	七二・九	七三・三	七二・九	六七・五	六七・五	六七・五	五九・三	五七・〇	五七・〇	五五・九	五一・二	四六・五	七七・六	六八・〇	六五・三	五六・九	七一・六	七一・六	六八・四				
〇・九七五四	〇・九七五四	〇・九七五四	〇・九七五四	〇・九二〇五	〇・九一五一	〇・九一五一	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・三三五四	〇・三三五四	〇・三三五六	〇・九二八八	〇・九八八四	〇・九八八四	〇・九八八四	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・五〇三三				
〇・五九二七	〇・五八九五	〇・五七九一	〇・五七五九	〇・四七九六	〇・四六五〇	〇・四五三二	〇・四二〇四	〇・四〇四一	〇・三九七五	〇・三八三四	〇・三四五三	〇・三一三六	〇・六五三四	〇・六二〇三	〇・五九五七	〇・五一九〇	〇・五六八六	〇・五五五五	〇・五〇三三				
三七、二〇〇円	三七、二〇〇円	三六、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	四六、一〇〇円	四五、四〇〇円	四三、五〇〇円	四一、二〇〇円	三八、二〇〇円	三八、〇〇〇円	三三、六〇〇円	三一、三〇〇円	九五、〇〇〇円	四九、四〇〇円	四七、五〇〇円	四一、三〇〇円	四四、四〇〇円	四二、八〇〇円	四四、九〇〇円				

県営松山金谷住宅			県営古川李塚住宅 (老人世帯向け住宅)			県営古川李塚住宅						県営三本木西浦住宅		県営古川福浦住宅			県営鹿島台福善住宅		県営鳴瀬中央第二住宅
同			同			同						同		同			大崎市		同
平成四年度	平成十四年度	平成十年度	同	同	平成十四年度	同	同	同	同	同	平成四年度	平成元年度	同	同	昭和三十三年度	昭和三十四年度	昭和三十五年	昭和三十年	平成八年度
木造	高層耐火造	中層耐火造	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	木造	同	同	中層耐火造	同
七七・八	六五・一	五四・六	七五・一	六五・一	六三・二	七八・九	六七・一	七七・三	六八・八	六八・七	六〇・三	六七・五	六九・二	六八・八	六八・〇	五五・九	五七・九	五一・二	七九・四
〇・九六五一	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九四三三	〇・九二五一	〇・九二五一	〇・九二五一	〇・九二五一	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九六〇五
〇・六三六九	〇・六五三三	〇・五三六九	〇・七五三五	〇・六五三三	〇・六三三三	〇・七七五八	〇・六五九八	〇・七〇四三	〇・六二六八	〇・六三九九	〇・五四九三	〇・四九三三	〇・四九四二	〇・四九三三	〇・四八五六	〇・三七八四	〇・三八五三	〇・三四〇七	〇・六八五五
九一、八〇〇円	九八、二〇〇円	九三、一〇〇円	一〇八、五〇〇円	九八、二〇〇円	九六、二〇〇円	一一〇、四〇〇円	一〇七、一〇〇円	五三、九〇〇円	五〇、六〇〇円	五〇、六〇〇円	四一、一〇〇円	四〇、九〇〇円	四五、三〇〇円	四五、三〇〇円	四五、三〇〇円	三三、五〇〇円	三四、七〇〇円	三三、六〇〇円	九六、五〇〇円

県営柴田船迫住宅			県営村田石生住宅			県営大河原結ヶ丘住宅			県営大河原上谷住宅			県営蔵王井戸井住宅								
柴田郡柴田町			柴田郡村田町			同			柴田郡大河原町			刈田郡蔵王町								
同	同	平成四年度	同	昭和三十六年度	昭和三十五年度	昭和三十五年度	昭和三十六年度	昭和三十八年度	同	同	同	平成六年度	昭和三十五年	同	平成六年度	同	同	同	平成四年度	同
同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同
七二・八	六六・八	四八・三	六四・六	六〇・五	六一・八	五九・三	六六・二	六六・二	七九・九	七九・五	七五・一	七四・七	五一・二	六九・〇	六六・〇	六八・〇	六五・三	五六・九	七八・二	
〇・九八六九	〇・九八六九	〇・九八六九	〇・九三六九	〇・九三六九	〇・九三六九	〇・九三六九	〇・九一〇七	〇・九一〇七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九〇一一	〇・九七八八	〇・九七八八	〇・九七八八	〇・九七八八	〇・九七八八	〇・九六五二	
〇・六六七八	〇・六二二七	〇・四四三〇	〇・五三三八	〇・四九九〇	〇・四六〇〇	〇・四三三六	〇・四三〇八	〇・四〇七九	〇・六七一三	〇・六六七九	〇・六三三〇	〇・六七七六	〇・三三三五	〇・六四四三	〇・六一六三	〇・六一八六	〇・五九四一	〇・五一七六	〇・六四〇一	
五六、二〇〇円	五五、九〇〇円	三八、八〇〇円	四八、三〇〇円	四五、六〇〇円	四八、六〇〇円	三九、二〇〇円	四五、五〇〇円	二五、五〇〇円	一一三、七〇〇円	一一三、一〇〇円	一一五、四〇〇円	一一四、八〇〇円	三三、三〇〇円	八七、二〇〇円	八四、三〇〇円	五三、三〇〇円	五〇、三〇〇円	四三、八〇〇円	九二、三〇〇円	

県営巨理下茨田住宅			県営丸森神明住宅			県営柴田槻木住宅(老人世帯向け住宅)			県営柴田槻木住宅(身体障害者向け住宅)			県営柴田槻木住宅			県営柴田東船岡住宅					
巨理郡巨理町			伊具郡丸森町			同			同			同			同					
昭和三十三年度	昭和三十一年度	昭和三十年	昭和三十五年	昭和三十二年	平成元年度	昭和三十三年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和三十九年度	同	同		
同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	中層耐火造	同	木造	
六〇・七	六〇・七	六〇・七	五七・〇	五一・三	六九・六	六九・六	五八・九	五〇・五	五〇・五	六八・八	五〇・五	五〇・五	七八・九	六八・八	六八・八	五八・九	六八・八	七六・六	七四・七	
〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九六一五	〇・九六一五	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇
〇・五〇七七	〇・四九三五	〇・四八六四	〇・四三三五	〇・三六三三	〇・五一九三	〇・五一六五	〇・五七九四	〇・四九六八	〇・四九六八	〇・六七六八	〇・四九六八	〇・四九六八	〇・七七六二	〇・六七六八	〇・六七六八	〇・五七九四	〇・六七六八	〇・六一七一	〇・六一八	
四五、二〇〇円	四六、八〇〇円	四三、五〇〇円	三六、五〇〇円	三六、八〇〇円	四四、二〇〇円	四三、六〇〇円	九六、三〇〇円	八二、一〇〇円	八二、四〇〇円	一一三、三〇〇円	八二、一〇〇円	八二、四〇〇円	一一八、七〇〇円	一一二、三〇〇円	一一二、九〇〇円	九六、〇〇〇円	一一二、三〇〇円	九二、九〇〇円	九〇、七〇〇円	

宅 県営浦谷田町裏住	宅 県営浦谷中島住宅	宅 県営中新田羽場住					宅 県営中新田田川住	宅 県営大和吉岡南住	宅 県営七ヶ浜松ヶ浜住							宅 県営七ヶ浜遠山住				
同	遠田郡浦谷町	同					加美郡加美町	黒川郡大和町	同							宮城郡七ヶ浜町				
昭和六十三年	同	昭和五十六年	同	平成八年度	同	平成五年度	同	平成四年度	同	平成五年度	同	同	同	平成三年度	同	同	同	同	平成二年度	昭和四十九年
木造	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	木造	同	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同
六六・四	六七・五	五九・二	七九・九	七八・七	七六・六	七四・七	七三・六	六八・七	六九・〇	六六・〇	七五・六	六五・五	六四・七	五五・四	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	四六・五	
〇・九四四五	〇・九七四四	〇・九七四四	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九七三三	〇・九七三三	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・四三九六	
〇・四八四一	〇・四八六六	〇・四二六七	〇・六九七五	〇・六八七〇	〇・六四五二	〇・六二九二	〇・六〇九四	〇・五六八八	〇・六四九八	〇・六二二五	〇・六六〇五	〇・五七三二	〇・五六五二	〇・四八四〇	〇・六六九七	〇・五五六八	〇・五五二七	〇・四三九六	〇・三二二九	
四、八〇〇円	四五、四〇〇円	四〇、二〇〇円	一一五、八〇〇円	一一四、〇〇〇円	九〇、二〇〇円	八八、〇〇〇円	五三、一〇〇円	四八、六〇〇円	八三、八〇〇円	八〇、〇〇〇円	六一、七〇〇円	五三、五〇〇円	五二、八〇〇円	四五、二〇〇円	六六、四〇〇円	五五、二〇〇円	五四、七〇〇円	四三、六〇〇円	二三、一〇〇円	

県営浦谷下町住宅	同	平成五年度	同	七七・一	〇・九九三三	〇・六六四〇	九七、六〇〇円
県営小牛田峯山住里町	遠田郡美里町	昭和五十三年度	中層耐火造	五五・九	〇・九五〇〇	〇・四二三	三六、四〇〇円
		昭和五十五年度	同	五九・三	〇・九五〇〇	〇・四六八	三八、四〇〇円
同	同	昭和五十六年度	同	五九・三	〇・九五〇〇	〇・四四〇六	三五、九〇〇円
		同	同	六〇・一	〇・九五〇〇	〇・四五三六	四六、〇〇〇円
同	同	同	同	六八・四	〇・九五〇〇	〇・五一六二	五一、七〇〇円

備考 応益係数とは、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項各号に掲げる数値を乗じた数値とする。

附則
この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

公 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件 総合情報ネットワーク及びインターネットシステム運用保守業務

2 数量 一式

3 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

4 履行期間 平成二十七年五月一日から平成三十年四月三十日まで

5 履行場所 宮城県行政庁舎（宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）他

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たし、宮城県知事の入札参加資格審査を受けなければならない。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者、又は開札時までに宮

城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規程による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者がその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又はなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

9 次に掲げる(一)から(四)までのすべての実績及び認定を有していること。

(一) 公告の日から過去五年以内に国、都道府県又は政令市の基幹ネットワークに係る運用保守の実績を有すること。

(二) ISO20000（ITサービスマネジメントシステム規格）、又はISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム規格）の認定を有していること。

(三) ISO9001（品質マネジメントシステム規格）の認定を有していること。

(四) プライバシーマーク制度の認定を有していること。

10 次に掲げるすべての事項を満たすこと。

(一) マイクロソフトとPremier Support for Partners契約を締結し、その契約を使用した宮城県への支援を提供可能であること。

(二) シスコシステムズ社のゴールド認定パートナーであること、又はゴールド認定パートナーから直ちに支援が受けられること。また、シスコシステムズ社認定資格（CIE）の有資格者の支援を受けられること。

(三) 業務履行場所である宮城県庁舎三階に設置したネットワーク障害統制席（以下「統制席」という。）に、正規雇用者四名以上を本委託業務の担当者として従事させること。

(四) 統制席で業務を行う担当者のうち三名は、それぞれ次に掲げる資格要件のいずれかを満たす者であること。かつ、統制席で業務を行う担当者のうち一名又は複数名の担当者により以下のすべての資格要件を満たすこと。

(1) マイクロソフト社認定資格（MCSA、MCSE、MCITPサーバーアドミニストレーター）、又はMCITPエンタープライズアドミニストレーター

(2) 情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成九年三月二十七日通商産業省令第四十七号）で定めるネットワークスペシャリスト、又はシスコシステムズ社認定資格（CCNP又はCCDP）

(3) Comp(TIA)認定資格 (Security+)、FC Council認定資格 (CEH)、又は同等のセキュリティ対策・分析能力に関する資格

11 業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1から7までの要件のすべてを満たしていること。

(二) 協定書又は委任状等により企業連合の代表として指定された構成員（以下「代表構成員」という。）は8及び9の要件を満たしていること。

(三) 企業連合内で10の要件を満たしていること。

(四) 10の(三)の担当者のうち代表構成員の正規雇用者一名を主任担当者として選任すること。

(五) 企業連合の構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。

12 物品調達等に係る競争入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-18570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二一-三三三五）へ平成二十七年二月十八日（水）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-18570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報システム課ネットワーク管理班（担当 泉 瑛 電話 〇二二-二二一-二四七五）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十七年二月十七日（火）午後五時まで

3 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十七年三月十一日（水）午前九時から平成二十七年三月十八日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

入札書の提出期限等 平成二十七年三月十八日（水）午後五時まで（郵送による場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、簡易書留郵便に

て提出期限までに到達すること。）

ただし、入札書を持参する場合は、4の開札の日時及び場所へ提出できるものとする。

4 開札の日時及び場所

平成二十七年三月十九日（木）午後二時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎九階九〇四会議室

5 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、入札参加資格の申請に係る必要書類を平成二十七年三月六日（金）午後五時までに1の場所に提出すること。
なお、提出された書類は、返却しない。

四 入札に参加することができない者
二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Item(s)/Service(s) Required : Maintenance and Operation of the General Information Network and Internet System (1 set)
- 2 Contract Period : May 1, 2015 to April 30, 2018
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Office and other locations
- 4 Deadline for Bid Submission : March 18, 2015, 5 pm.
- 5 Place and Time of Bid Selection : March 19, 2015, 2 p.m., Conference Room 904, 9th Floor, Miyagi Prefectural Government Building
- 6 Contact Information : Akira Izumi, Network Management Section, Information System Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8570, Japan
Tel: 022-211-2475

○県営岩沼地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができます。

平成二十七年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
県営岩沼地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十七年二月三日から平成二十七年三月四日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所及び名取市役所

四 意見書の提出について

- 1 提出期限 平成二十七年三月四日
- 2 提出方法 宮城県仙台台地方振興事務所長宛て提出してください。

- 送付先 〒九八一―八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四―十七
電子メールアドレス s d s g s i n k s @ p r e f . m i y a g i . j p
- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、岩沼市役所及び名取市役所で縦覧に供されま
- 5 その他 電話による意見はお受けできません。

○県営吉田東部2期地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができます。

平成二十七年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
県営吉田東部2期地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十七年二月三日から平成二十七年三月四日まで

三 縦覧場所

亘理町役場

四 意見書の提出について

- 1 提出期限 平成二十七年三月四日
- 2 提出方法 宮城県仙台台地方振興事務所長宛て提出してください。
送付先 〒九八一―八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四―十七
電子メールアドレス s d s g s i n k s @ p r e f . m i y a g i . j p
- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、亘理町役場で縦覧に供されます。また、提出さ

れた意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年二月三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
遠田郡涌谷町字洪江三番二、四番二、五番二、六番、七番、八番、九番、三十五番、三十六番一、三十六番二、三十七番、三十八番、三十九番一、三十九番二、八番地先の水の一部、三十六番一地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

涌谷町

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年二月三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
牡鹿郡女川町野々浜字野々浜百九番、百十番、百三十七番一、百三十八番五、百三十八番九、百四十一番一、百四十二番一、百一番の一部、百二番の一部、百五番の一部、百七番の一部、百八番の一部、百三十四番の一部、百三十五番一の一部、百三十五番三の一部、百三十五番四の一部、百三十八番二の一部、百三十八番三の一部、百三十八番四の一部、百四十二番三の一部、百四十六番一の一部、百六十五番一の一部、百一番地先の道の一部、百一番地先の水の一部、百二番地先の水の一部、百八番地先の道の一部、百三十四番地先の水の一部、百三十五番四地先の道の一部、百四十四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

一番一地先の水の一部、同字大道十番一の一部、十番一地先の道の一部
女川町

監査委員

○宮城県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成27年 2月 3日

宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

第1 請求のあった日

平成26年11月28日

第2 請求人

仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階

仙台市民オンブズマン代表 野呂 圭

第3 措置請求の内容

措置請求の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

(1) 監査委員は、別紙の「ベトナム社会主義共和国における本県企業の進出実態、現地地方政府による企業進出奨励策、工業団地・新市街地形成状況、第一次産業の実態等に関する調査」に係る違法不当な公金支出について、宮城県知事に対し、同調査に参加した宮城県議会議員から宮城県に返還を求めると、宮城県の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告すること求める。

(2) 監査委員は、宮城県知事に対し、別紙の海外視察に同行したことに係る政務活動費の支出について、菊地恵一議員に対し宮城県に返還を求めると、宮城県の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告すること求める。

2 請求の理由

(1) 事案の概要

本件は、宮城県において、未だ東日本大震災による復興が半ばである最中、同県議会議員らにより、その必要性は何ら認められないにもかかわらず、平成26年5月5日から同月9日にか

けて、ベトナムの訪問調査（以下、「本件海外視察」という。）が実施され、同県から視察費用として多額の公金が支出された中、本件海外視察に係る派遣決定及びこれに伴う公金支出等が違法・不当であることを理由に、宮城県に生じた損害を填補すべく、貴職らに対し、必要な措置・勧告を求める事案である。

(2) 当事者

イ 請求人は、国および地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動等を行うことを目的とする権利能力なき社団である。

ロ 別紙記載の議員（以下、「派遣議員ら」という。）はいずれも宮城県議会議員（所属党派：自由民主党県民会議）であり、本件海外視察を行ったものである。

なお、寺澤正志議員は、企画当時は本件海外視察に参加予定であったが、後述するとおり参加をとりやめた。一方で、理由は不明であるが参加予定でなかった菊地恵一議員が同行した。

(3) 本件の経過

イ 派遣議員らは、本件海外視察を行うことを企画し、平成26年3月14日付「海外行政視察申出書」（以下、「本件申出書」という。）を宮城県議会議長に対し提出した。具体的な訪問先については、同申出書添付の日程表及び平成26年8月7日付海外行政視察報告書記載のとおりである。

なお、議会での承認後、一部訪問先に変更があった。

ロ 宮城県議会は、平成26年3月20日、別紙記載の各議員をベトナム社会主義共和国に派遣する旨の決定した（以下、「本件派遣決定」という。）。

ハ 本件海外視察に対して、宮城県は、同年4月21日、8人の議員に対し合計3,935,664円を支出した（以下、「本件公金支出」という。）。また、同年6月11日、派遣議員の一人である小野隆に対し、3,650円が追加支出された。よって、参加議員（8人）に支給された総額は、3,939,314円となり、これを参加人数（8人）で割ると一人あたりの平均支出額は492,414円となる。

なお、その後、寺澤正志議員に支給された490,650円は返納された。

以上のことから、本件視察について宮城県が支出した費用は、3,448,664円となる。

ニ 同年5月5日から同年5月9日、本件海外視察が実施された。

ホ 同年8月7日、派遣議員らにより、海外行政視察報告書（以下、「本件報告書」という。）が宮城県議会議長（以下「議長」という。）宛に提出された。

ヘ 現在に至るまで、宮城県から、派遣議員らに対し、本件公金支出の返還を求める等の措置

は執られておらず、また、派遣議員らからは、本件公金支出相当額の返還等はなされていない。

(4) 必要な措置を講ずべきことについて

イ はじめに

本件海外視察について支出された上記公金支出については、以下に述べるとおり、違法若しくは不当な公金の支出ないし財産の管理を怠る事実があることは明らかであり、係る事態を是正すべく必要な措置を講ずべきである。

ロ 関連規定

(イ) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第13項は、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めている。

(ロ) これを受け、宮城県議会会議規則（昭和50年宮城県議会規則。以下「会議規則」という。）第130条は「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定する。

(イ) また、宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領（平成8年4月1日実施平成12年6月12日改正）の第2では、「議会は、議員を海外に派遣するときは、あらかじめ定める予算の範囲内において行うことができる。」とされ、また第4では「海外視察終了後は、速やかに『海外視察報告書』を議長に提出するものとするとされ、視察報告が義務付けられている。

(ニ) さらに、平成18年10月2日付の議員海外調査費について（通知）によれば、海外視察は、任期中に2回まで、合計で90万円の支給とされている。

ハ 海外視察における違法性の判断枠組

(イ) 前項(イ)のとおり、宮城県議会議員の海外視察は、通常は県議会の議決により、緊急を要する場合は議長において、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項について内容を審査し、これを決定するものとされている。しかし、上記審査決定は、全く自由に恣意的にすることができないものではなく、その裁量には制限がある。この点、海外視察における違法性の判断枠組については、東京高裁平成25年9月19日判決が以下のとおり判示しており、本件でも参照されるべきである。

報 告 書

「もとより、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」と解される。しかしながら、議員派遣の合理的な必要性が認められない場合にまで派遣を行うことが許されないのは当然のことであって、例えば、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものである場合や、行き先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するなど、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になると解される（最高裁判所昭和63年3月10日第一小法廷判決・裁判集民事53号491頁、最高裁判所平成9年9月30日第三小法廷判決・裁判集民事185号347頁参照）。

以上によれば、山梨県議会議員の海外研修については、議会運営及び議会審議等の資質の向上を図り、もって県民福祉の増進に資するという研修の趣旨に鑑み、海外研修の行き先や日程等が、『県政にかかわる分野及びこれに関連する分野について、海外事情の調査、研究』をすることに該当すべき海外研修の目的に照らして明らかに不合理である場合などには、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして議員派遣決定は違法になると解される。」（下線部は請求人による。以下同じ。）

- (ロ) 上記東京高裁判決は、上記判断枠組みを前提として、具体的な判断に際しては、①視察目的がそもそも合理的であるか、②視察目的との関係において適切な視察先が選定されているか、③具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連しているか、④事後の報告書において、視察目的との関係で何らかの具体的な情報等をもたらしたり、県政にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたといえるか（外形的抽象的情報の記載や訪問するまでもなくわが国で容易に入手できるか否か等）、⑤実質的には海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行といえるか（一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情の有無等）等を個別具体的に、かつ、個別の調査目的、調査内容等に照らし踏み込んで判断している。
- (イ) 本件においても、海外視察の趣旨や上記裁判例等に照らし、議会における裁量権の行使に逸脱又は濫用があるかにつき、表面的にはなく、個別具体的に踏み込んだ検討・判断がなされなければならない。
- (5) 本件海外視察に係る公金支出の違法・不当性
 - イ 本件海外視察全般について
 - 本件では、一見視察先には観光地は見受けられず報告書の内容も、平成26年3月に行われ

たニュージャーランドへの海外視察と比較すればその体裁は整っている。

しかし、本件報告書記載のとおり視察が真に行われたのかは、対象議員等に対し事情を聴取するなどしなければ明らかにならない。

ロ 平成26年5月8日の視察内容について

(イ) しかし、平成26年5月8日のスケジュールには、非常に不可解である。

(ロ) もともと派遣議員らから提出し、宮城県議会で承認した行程表では、5月8日午後は「市内商業街区」において、「商業街区・消費動向調査」が行われることになっていた。

一方、本件の平成26年5月15日付海外行政視察終了届出書に添付されていた調査団スケジュール<変更後>（平成26年5月14日付）によれば、5月8日のスケジュールに変更があり、午前中はイオンモールタウンワーセラフを視察し（なお、報告書では、イオンモールワーセラフ1号店の訪問日時が5月5日午前10時となっているが、同月8日の誤りであると思われる）、その後シェラトンホテルに移動し午後2時30分に到着し、午後6時30分にシェラトンホテルを出発したことになる。

しかし、同日の夜にはシェラトンホテルには宿泊しないのであるから、同日午後と同ホテルに向かう必要性は全くない。また、その後については何ら視察をした形跡がない。本件報告書にも上記空白の時間に関連する記載はない。このように『空白の4時間』が生じているのである。

(イ) 上記のとおり、スケジュールが空白で、報告も全くないとなれば、これは視察団として行動したのではなく、個々の派遣議員の自由時間として報告できないような行動（市内観光など）に充てられた可能性が非常に高い。

(ニ) なお、本件海外視察において派遣議員等は関係各所を視察しているが、それぞれの場所に費やした時間は多くても2時間30分（イオンモールタウンワーセラフ）であり、『4時間』という時間は、本件視察において「視察時間」として最も長い時間である。上記4時間の空白時間を含む総視察時間は、別紙のとおり15時間40分であるので、実に総視察時間のうち、25%の時間が無駄に費やされた計算になる。

もとより本件視察において、「観光」は予定されておらず、議員が観光をするということとは視察目的に照らして明らかに不合理である。従って、本視察全体が違法となり、当該視察にかかる支出はすべて違法になるといべきである。県が支出した公金の返還を求めなどの措置がとられてしかるべきである。

ハ 参加議員の必要性についての認識（直前になって視察をキャンセルした寺澤正志議員の不参加理由について）

(イ) 本件海外視察は、派遣の議決の際は8名で行く予定であったが、4月15日付で寺澤正志議員の議員派遣取消申出があり、同年5月21日付で同議員の派遣が取り消された。

その理由は、「関係諸団体総会出席のため」と記載されている。

(ロ) 前述したが、本件視察の企画は平成26年3月14日付で提出されており、同月20日には派遣が決定している。寺澤正志議員の取消申出は4月15日であるから、上記派遣決定から4月15日までの間に「関係諸団体総会出席」が決定したものであると思われる。

そうすると、寺澤正志議員は、当該諸団体総会の日程決定に関与する立場にはないことがうかがわれ、当該総会に是非とも出席しなければならない立場ではないことが推察される。

それにもかかわらず、議会の決定より後に入った「諸団体総会への出席」を優先したものである。そして、議会も安易に取消を認めているのであるから、議会および議員らにとつての海外視察の位置づけが非常に低いものであることが大いにかかわれる。

このように、他の行事が予定されていたとしても本件海外視察には参加しなかった。行事があることが分かったの既に決定された海外視察への参加を中止したということとは、参加（予定）議員自らが、本件海外視察に必要性のなかったことを自認しているに他ならない。

ニ 派遣決定のあった議員が政務活動費を使って同行したことについて
本件視察には、県議会において派遣を決定した議員の他、菊地恵一議員が政務活動費を使用して同行した。

しかし、宮城県議会が費用を計上して視察団を派遣している以上、その余の議員が政務活動費を使用して視察に参加する必要性は全くなく、無駄な支出というほかないので、当該政務活動費の支出は違法であることは明らかである。

ホ 被災自治体であることの特異性

(イ) 上記において、海外視察の支出の審査について述べたが、宮城県議会の場合、議員派遣の「必要性」「費用対効果」を判断するに当たっては、宮城県が東日本大震災の被災県であつて、いまだ復興途上にあることが十分に考慮されねばならない。

(ロ) 未曾有の被害をもたらした2011年3月11日の東日本大震災から3年が経過した。避難生活を送っている人は、今なお26万7419人（2月13日現在）、宮城県だけでも9万人を超えている。

仮設住宅での生活を余儀なくされている入居者もまだ10万2650人（8県で4万6275戸）と10万人を超え、住まいの復興は遅れている。

産業の復旧・復興状況を見ると、大震災の前の水準を回復している割合の高い業種は、建設業（66%）、運輸送業（42.3%）に集中し、東北の地場産業である水産・食品加工業（14%）や卸小売り・サービス業（30.6%）の回復はまだ進んでいない。また、被災自治体全体で、事業所の減少や人口流出などにも直面し、今後の生活のメドが立っていない被災者も少なくない。

(イ) 宮城県の「東日本大震災の発生から3年～宮城県の現状・課題、取組について（宮城県）」では被災自治体として宮城県が直面している課題について次のように報告している。

【1】 住まいの確保（仮設住宅、災害公営住宅）

平成26年2月末現在、約3万7千戸の応急仮設住宅（民間賃貸借上住宅等を含む）に約8万7千戸の方が入居を余儀なくされていることから、災害公営住宅の整備が喫緊の課題となっています。しかし、災害公営住宅の完成は2月末現在で約1万5千戸の計画戸数中、330戸と約2%にとどまっています。住環境の改善が進まないことが、被災者が復興を実感しにくい要因の一つと考えられることから、早期の完成に向けて取り組んでいます。一方、自力で住宅を再建できない方は、仮設住宅等での生活が長期化してしまうといった問題も懸念されています。

【2】 被災者の心身のケア

仮設住宅等における、不安定で不自由な生活の長期化に伴い、生活不活発病の増加や高齢者の要介護度の悪化等に加えて、うつ病やアルコール依存症の増加といった被災者の心の問題の深刻化がみられます。このため、高齢者等を見守る「サポートセンター」の強化を図るとともに、被災者の心のケアの活動拠点となる「心のケアセンター」を設置しています。また、被災した子どもたちの多くに、つらい震災経験等に起因するストレスによる、精神的変調や問題行動の増加が懸念されており、きめ細かい支援を継続的に行う必要があります。

【3】 県外避難者への対応

現在、全都道府県に約8千人の被災者を受け入れていただき、様々なご支援をいただいています。

2. 復興まちづくり

かつてない規模で展開される市街地や集落の再建を同時並行して進めなければならないものの、復興まちづくり事業に従事する職員の不足をはじめ、資材や人件費の高騰、事業用地の確保や関係者間の合意形成の遅れ等が事業の進捗に影響を及ぼしています。平成26年2月末現在、防災集団移転促進事業により住宅建設可能と

なった地区は194地区中9地区（約5%）、また、被災市街地土地区画整理事業による工事着手地区は34地区中11地区（約32%）の進捗にとどまっており、事業の加速化を図らなければなりません。

3. 保健、医療、福祉

全体的に見ると、被災した医療機関や社会福祉施設の復旧は進んでいるものの、震災前から医師等が特に不足していた沿岸部における医療機関（無床診療所や歯科診療所を含む）の再開率は、石巻地域で約89%、気仙沼地域で約73%にとどまっています（平成25年9月現在）。このため、引き続き施設の復旧を進め、将来に向けて必要な地域医療を担う医師などの安定的な確保に努めるとともに、高齢者や障がいのある人も地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉分野の連携による地域包括ケア体制の確立・充実に努めます。

4. 雇用の確保

被災者が安定的な生活を営むためには、雇用の確保が喫緊かつ重要な課題です。雇用情勢を見ると、平成26年1月の有効求人倍率は県全体で1.31倍と、復興需要などにより震災直後と比較して大幅に改善していますが、希望する職種や賃金等のミスマッチにより、求人・求職者のバランスに差が見られます。また、復興需要が落ち着いた後の雇用機会の縮小が懸念されています。

5. 地域産業の再生

(1) 第1次産業の早期復興

本県の基幹産業の一つである水産業の壊滅的被害をはじめ、第1次産業の被害も甚大でした。平成26年2月末現在、農地については除塩などにより約68%の復旧工事が完了していますが、高齢化等による従事者の大幅な減少が見込まれており、農地の面的集約や経営の大規模化による競争力のある経営体の育成等が急務となっています。

水産業については、漁港の本復旧工事の着手が進み、また、主要魚市場の水揚げ量も回復しつつありますが、冷凍冷蔵施設や水産加工施設等の受入機能の復旧に遅れが見られるほか、震災により失った販路の回復等が課題となっています。

(2) 被災事業者の事業再開

平成26年1月末現在、中小企業等グループ補助金の交付を受けた事業者のうち、復旧が完了した事業者は約65%にとどまっています。資材の高騰による施設設備の再建工事の遅れや取引先の喪失による受注の減少、更にはスキルを持った

従業員の転出など、時間の経過に伴い、地域の産業再生を図っていく上での様々な課題が顕在化していることから、これらの課題の解消に向け、県内企業の生産水準の回復に全力を挙げて取り組んでいます。

6. インフラの復旧

道路等のインフラについては概ね復旧が完了し、空港・港湾の利用状況も震災前の水準を回復しつつあります。その一方で鉄道については、一部区間で今なお運休を余儀なくされており、復旧の遅れが人口流出に影響する恐れがあることから、内陸へのルート変更などの津波対策を踏まえ、復興まちづくりと一体となった再整備を迅速に進める必要があります。』

(二) 議会が今議員を派遣すべき場所は、今なお悲惨な現状にあるこれらの地域である。議会

が今審査すべき議案はこれらの課題についての議案である。議会が今調査すべき宮城県の仕事はこれらの課題への取組状況であり、上記の課題に対して具体的な必要性がなければ、そもそも不必要な調査であると推定されると言うべきである。

へ 結論

以上からすれば、本件派遣決定においては、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものであり、視察先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するものであったというべきであるから、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

したがって、派遣議員らは、法律上の原因なく支出された公金相当額を利用しており、宮城県に対し、支給を受けた公金相当額の不当利得返還義務を負う（最判平成15年1月17日民集57巻1号1頁等。）。

また、菊地恵一議員の本件視察同行に関する政務活動費支出も全く不必要であるから、当該支出も違法である。

にもかかわらず、宮城県は、派遣議員ら及び菊地恵一議員から係る委員の返還請求等、必要な措置を怠っている。

ト 小括

以上より、本件で、違法若しくは不当な公金の支出ないし財産の管理を怠る事実の存在等は明らかであり、係る事態を是正すべく必要な措置を講ずべきことは明らかである。

(6) 結語

以上から、未だ東日本大震災による復興が半ばである中なされた本件海外視察は、極めて不合理なものであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等の違法・不当性は明らかである。

請求人は、本件事案に鑑み、宮城県内部における適正な自浄作用がなされるよう、必要かつ十分な監査及び適切な措置がなされることを強く望むものである。

別紙

名称 ペトナム社会主義共和国における本県企業の進出実態、現地地方政府による企業進出奨励策、工業団地・新市街地形成状況、第一次産業の実態等に関する調査
期間 平成26年5月5日～5月9日（5日間）
場所 ペトナム社会主義共和国
議員 今野隆吉、相沢光哉、島山和純、小野隆、長谷川洋一、本木忠一、外崎浩子
費用 3448,664円（受領額3,939,314円から寺澤正志議員の490,650円返納分を差し引いたもの）

第4 請求の受理

本件監査請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

なお、政務活動費の支出に係る請求については、議会の会派に交付された後に会派から交付される政務活動費の交付が、住民監査請求の対象とされる財務会計上の行為である「公金の支出」には該当しないものである。しかしながら、請求人は、本件支出に係る政務活動費の使途が違法であるとして、宮城県へ返還を求めるなどの必要な措置を講ずることを求めるといった内容であるところから、宮城県が本件支出相当額の不当利得返還請求権の行使を怠っているという「財産の管理を怠る事実」と解し住民監査請求の対象として受理することとした。

第5 監査の実施

1 監査委員の除斥等

安部孝委員及びゆきみゆき委員は、一身上の都合により、本件監査を回避することとした。

2 監査の対象事項

監査の対象事項は、法第100条第13項の規定に基づき議員派遣のうち、「ペトナム社会主義共和国への企業進出推進等に関する調査」に係る公金の支出及び当該視察への同行に係る政務活動費の支出とした。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき請求人による証拠の提出及び陳述は、請求人からその機会を辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

4 監査の対象箇所

監査の対象箇所は、知事の補助執行者として本件海外視察に係る公金の支出の事務を行った議会事務局とした。

また、本件海外視察に係る議員の派遣を議決した議会の代表者であり、本件報告書を受理した

議長及び本件海外視察に参加した議員並びに本件海外視察へ同行（以下「本件同行視察」という。）した菊地恵一議員（以下「同行議員」という。）に対して、法第199条第8項の規定に基づいて参事人調査を行った。

5 監査対象箇所からの聴取内容について

本件海外視察に係る議会事務局からの聴取内容は、次のとおりである。

(1) 本件海外視察全般について

〈派遣手続〉

本件海外視察については、視察しようとする議員から本件申出書の提出を受けた議長がその内容を審査し、平成26年3月19日の議会運営委員会で承認された後、3月20日の本会議において議決されており、法第100条第13項の規定に基づき適正な議員派遣が行われている。

〈派遣目的等〉

議決された本件海外視察の内容は、平成26年5月5日から5月9日までの5日間、ペトナム社会主義共和国へ議員8人を派遣するもので、その目的は、ペトナム社会主義共和国における宮城県の企業の進出実態、現地地方政府による企業進出奨励策、工業団地や新市街地形成状況、第一次産業の実態等について調査を行うものである。

なお、議決後の4月15日に議長へ取消の申出があり、派遣議員のうち寺澤正志議員が不参加となったため、実際に派遣された議員は7名となった。

〈視察行程等〉

実際の視察内容については、既にペトナムに進出した県内企業であるNECトキーン、河北ライオンズグループや地方自治体の一つであるピンズボン省政府、同省にある工業団地など、いずれも調査目的と関連性のある視察先が選定され、各視察先において地方政府の幹部職員や企業の代表者などの関係者から説明を受けながら、質疑や意見交換、現地視察等が適切に行われており、本件海外視察の目的を十分に果たすものとなっている。また、これらの調査結果は、県民に対する説明責任を果たし、海外視察について県民の理解が得られるよう、報告書でその内容を明らかにしている。

(2) 本件海外視察の必要性等について

〈復旧・復興に対する宮城県議会の取組〉

宮城県議会では、東日本大震災発生直後から、大震災に関する特別委員会を継続して設置し、沿岸被災市町の現地調査などを通じて復旧・復興に関する課題の把握に努め、関係機関への要請活動や政策提言等を行ってきた。また、時間の経過とともに変化・発生する様々な課題についても、常任委員会による調査に加え、別途、調査特別委員会を設置するなど、議

会機能を最大限に発揮しながら、今なお震災からの復旧・復興に鋭意取り組んでいる。

このようことから、宮城県議会では、東日本大震災の震災に伴う復旧・復興事業を最優先で取り組み、震災以降の3年間は海外視察を中止している。

〈本件海外視察の必要性〉

平成25年度に入り、知事は、「宮城県震災復興計画」に基づく復旧・復興に必要な政策等を幅広く展開すると同時に、「宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の達成に必要な取組も着実に推進することを示し、「復旧にとどまらない抜本的な再構築」を実現するための基礎を築く年とした。これを踏まえ、議会としても、復旧・復興対策と同時に将来を見据えた取組にも対応し、議案の審査や議論の質を高めつつ、政策提言等を行う必要があることから、震災復興計画の「再生期」への移行に当たり、その初年度となる平成26年度に本件海外視察を行うこととなった。

このように、議員派遣の必要性等の判断に当たっては、本県が被災県であり、いまだ復興途上にあることを考慮し、震災復興計画で示す「復旧期」から「再生期」への移行、「復旧にとどまらない抜本的な再構築」の実現等、復興における次のステージへの確に対応することが考慮されている。

さらに、この東日本大震災により、県内の沿岸部を中心とした水産加工業や製造業等の中小企業では、労働力の不足、風評被害による販路の消失や販売額の減少などの深刻な事情を抱えており、復興のためにはその解決が喫緊の課題となっている。国内市場での回復を目指す一方で、今後は海外への販路拡大や生産拠点の移転を検討する企業も多く見受けられることから、これらを後押しするため、宮城県では、県内企業と海外の経済交流を促進し、販路拡大等につなげる様々な支援を行っている。

今年度は、東南アジアを新たな海外進出の対象とする方針を打ち出しており、その進出先の一つに、経済交流が高まりつつあるベトナムを取り上げ、県や工業会等によるミッション団の派遣を計画するなど、県として関連施策に取り組んでいく強い姿勢が見られることから、議員派遣に当たっては、復興の諸問題に的確に対応し、今後の議会活動における取組に活かすために必要であると判断し、この時期に議員の派遣を決定した。

(3) 政務活動費による同行議員について

「政務活動費」は、法第100条第14項の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議会における会派等に交付されるもので、議案の審査等のために必要な場合に、議会の議決をもって決定する同条第13項の規定による「議員派遣」とは目的が異なる制度となっている。「政務活動費」の支出が違法・不当であるかどうかの判断に当たっ

ては、その支出が政務活動費の使途基準等に照らして適正であったかどうかによって評価されるもので、政務活動費による調査活動が、議員派遣による海外視察と同じ行程であったことを理由として、無駄な支出、違法な支出とする請求人の主張は失当である。

(4) 結論

以上のことから、本件海外視察については、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要なものであり、かつ、視察先や行程等は、調査目的に照らして合理的なものであることから、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用はなく、本件派遣決定及び公金支出等は適法である。

また、同行議員の政務活動費の支出についても、本件海外視察と同じ行程であったことのみを理由として、違法な支出等ということとはできない。

6 参考人（議長）に対する調査

議長に対し、請求人の主張に対する見解を文書により調査したので、できる限り回答書の原文に即して記載する。

(1) 「宮城県議会の場合、議員派遣の「必要性」「費用対効果」を判断するに当たっては、宮城県が東日本大震災の被災県であって、いまだ復興途上にあることが十分に考慮されなければならない」との主張について

「宮城県震災復興計画」において、平成26年度は、平成29年度までの4年間にわたる「再生期」の初年度となっている。同計画では、基本理念の一つとして「復旧にとどまらない抜本的な再構築」掲げているほか、県では、復旧・復興と併せて「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県宮城の実現」を目指すこととしている。

平成26年度は、震災後3年間の「復旧期」に進めてきた生活基盤の回復や産業基盤の復旧を基礎に復興を加速し、農林水産業の6次産業化や次代を担う産業の振興等により「抜本的な再構築」に取り組むとともに、仙台空港民間化等、時代を先取りした「創造的復興」の具体化を進める年とされている。

こうしたことから、議会としても、「宮城県震災復興計画」に定める「再生期」のスタート、「創造的復興」の具体化、更には復興と同時に進められる「富県宮城の実現」への対応を踏まえ、議員の派遣を決定したものである。

(2) 「議会が今議員を派遣すべき場所は、今なお悲惨な現状にあるこれらの地域である。議会が審査すべき議案はこれらの課題についての議案である。議会が今調査すべき宮城県の事務はこれら課題への取組状況であり、上記の課題に対して具体的な必要性がなければ、そもそも不必要な調査であると推定される」との主張について

宮城県議会では、東日本大震災発生直後から、大震災に関する特別委員会を継続して設置し、

沿岸被災市町の現地調査などを実施して復旧・復興に係る課題の把握に努め、関係機関への要請活動や政策提言等を精力的に行ってきた。一方、時間の経過とともに変化・発生する様々な課題についても、常任委員会による調査に加え、別途、再生可能エネルギー、雇用の安定等をテーマとする調査特別委員会を設置するなど、議会機能を最大限に發揮し、震災からの復旧・復興に取り組んでいる。

また、(1)で記載したとおり、議員派遣の必要性等の判断に当たっては、本県が復興途上にあることを十分踏まえつつ、平成26年度は「再生期」の初年度であり、「創造的な復興」を具体化する重要な時期であることなども考慮して派遣を決定したものである。ベトナムに進出した県内企業の実態や現地地方政府の奨励策、商業街区と消費動向等の調査は、労働力不足や水産加工品等の販路消失など、東日本大震災からの復旧・復興に係る課題に対応すると同時に、県内企業の海外ビジネス展開を支援するため東南アジアとの経済交流を進める本県の産業振興施策にも対応するものである。

したがって、県政の重要課題に関する調査を行う本件海外視察は時宜を得て有意義であり、不必要な調査ではない。

(3) 「本件派遣決定においては、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものであり、視察先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するものであったらというべきであるから、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である」との主張について

議会は、普通地方公共団体の議決機関として、その機能を果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」とされている。

本件議員派遣は、(1)及び(2)に記載のとおり、東日本大震災という未曾有の災害に見舞われた宮城県が、復旧・復興を進めながら、「宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に取り組むなか、「創造的復興」を具体化する「再生期」の初年度を迎え、宮城県議会が議決機関としての機能を果たしていく上で重要な課題について調査を行うことを目的としており、また、視察先や行程等も派遣目的に照らして合理的であることから、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用はなく、本件派遣決定及び公金支出等は適法である。

(4) 「宮城県議会が費用を計上して視察団を派遣している以上、その余の議員が政務活動費を使用して視察に参加する必要性は全くなく、無駄な支出というほかないので、当該政務活動費の支出は適法であることは明らかである」との主張について

議員派遣は、法第100条第13項の規定に基づき、議案の審査等のため必要がある場合に議会

の議決により議員の派遣を決定する制度であるのに対し、政務活動費は、法第100条第14項の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派等に交付されるものであり、議員派遣と政務活動費は目的が異なる別個の制度である。

政務活動費の支出が違法・不当であったかどうかについては、「宮城県議会議員の政務活動費の交付に関する条例」に定める政務活動費の使途基準等に照らして判断すべきものであり、政務活動費による調査活動が議員派遣による海外視察と同じ行程であったことのみを理由として、無駄な支出、違法な支出であるということとはできない。

7 参考人（派遣議員）に対する調査

本件海外視察に参加した議員に対し、視察行程上の事実確認及び請求人の主張に対する見解を文書により調査したので、できる限り回答書の原文に即して記載する。

(1) 視察終了届出書において、5月7日及び8日の視察先変更の理由を「視察先関係者からの提案により行程を変更したものだ」としているが、その詳細（いつ、誰から、どのような内容、代替視察先等）はどのようなものであったか。

5月7日については、当初5月8日に予定していたメコンデルタ農業施設は往復で2時間程度を要する距離にあり、現地の交通状況などからすると困難であるとの判断から、メコンデルタへの視察は現地において急遽とりやめた。

一方、ベトナムの農業情勢について以前より団員の関心が高かったため、5月7日の視察に同行していただいたビンスオン工業団地所有者のラン会長にその旨を相談したところ、ものづくり産業の人材を育成する職業技術訓練校であるドンアン・ポリテクニク学校、またそちらへの移動の途上にあるご本人が運営する無農業農園への視察につき提案を受けた。

宮城県内企業がベトナムに進出した場合、雇用する人材が企業の成否を左右することから、人材育成は重要な事由であり、さらにはこちらの意向も含めて、無農業農園を併せて視察できたとことは時間の有効活用につながったと考えた。

5月8日については、日本出発直前に参加議員の畠山和純議員の手配により、最近ホーチミンに出店したイオンモールタンフーセラフソンを店舗の幹部職員から会場も設定して説明を受け見学ができるようになったことから、出発直前にイオンモールの視察を日程に組み込んだ。また、イオン幹部職員から会場を設定しての説明、広大な店内の見学が許可されたため視察時間に余裕をもたせるために、視察開始を早めて実施した。

(2) 視察終了届出書の行程表では、5月7日にポリテクニク学校が追加変更されており、本件報告書の調査団スケジュールにその記載がないが、事実はこちらか。行程表通りであれば、調査内容と結果はどのようなものであったか。

本件報告書の調査団スケジュールは、行程変更前のもを添付したので、実際の行程については終了届の行程表のとおりである。

5月15日付けの終了届のとおりポリテクニク学校及び無農業農園の視察を追加した。

ポリテクニク学校では同校を運営するラン会長から同校が高度な技術労働者の育成を目的としており、技術、経済とサービス、情報技術の3つ課程を持ち、卒業生の95パーセントはホーチミンを中心としたベトナム国内の企業に就職しており、国内も優秀な人材を輩出している。また、研修用機材等は日本製が多く、最新技術を習得できる極めてレベルの高い教育を実践していることが理解できた。

視察団からは、学校運営の状況や、また科目、さらには国内企業との連携などについて質問したところ、運営については科目についても他校に比して先端の科目を取り入れていること、また、国内企業も大勢の優秀な卒業生を求めている状況にあり卒業生なども勉強熱心であることから就職率も高いことがわかり、高い教育水準が優秀な人材を輩出していることがわかった。

(3) 視察終了届出書の行程表では、5月8日の14時30分からホテル到着の18時30分までの行動が記載されており、調査団スケジュールでは、13時30分から16時30分まで商業施設等実態調査となっている。行程表通りであれば、14時30分から18時30分までの各議員の具体的行動等はそのようなものであり、それに対する認識はどうか。また、スケジュール通りであれば、実態調査について報告書に記載がないが、調査内容と結果はどのようなものであったか。

調査団スケジュールについては(2)に記載のとおり。

行程表の14時30分から18時30分については次のとおり。

イ 14時30分～15時30分 これまでの視察内容や、その成果についてホテルで昼食を取りながら意見交換

※終了届には移動途中昼食と記載しているが、視察行程に関連していないと思われるので昼食時間の変更はしていない。

ロ 15時30分～16時30分 N E C トーキン現地社長佐藤雅彦氏並びに令夫人がホテルに往訪前日の視察では触れられなかったベトナムでの交通渋滞の激しさや、また現地においての採用などでの注意点などの話があった。

また令夫人からは一般的な日本との習慣の違いなどについての話があり、さらに国情を理解する助けとなった。

ハ 17時30分～18時30分 出発の準備

なお、この「空白の4時間」については

(イ) ホーチミン市内の予想以上の交通渋滞があり、移動時間に多大の時間が割かれたこと。

(ロ) 比較検討の意味もあり、従来から利用されていた市内の市場に帰路上で立ち寄ったこと。

(イ) ホテルでの団員相互の意見交換を含めた1時間の昼食時間については、他の業務に照らし合わせてみると、特段問題でないこと。

(ニ) 現地に進出している日本法人の関係者の往訪については、特に予定されているものではなかったが、何ら拒絶すべき事柄ではなく、むしろ、更なる現地の状況などにつき知見を深めることができたことは、我々にとっても大いに有効であったと考える。

(ホ) さらに、用事も無くホテルに立ち寄ったとの指摘については、一般の海外旅行ツアーと比較しても、深夜のフライトである場合は、スーツケースなど大型の荷物を一旦ホテルに預け、日中の活動をこなすことが一般的であり、長時間フライトに備え荷物の整理などにあてる時間として1時間程度余裕があったとしても、なんら問題はないと考える。

(4) 5月7日の無農業農園について本件報告書に記載がないが、調査内容と結果はどのようなものであったか。

無農業農園については、(1)に記載したとおり、ラン氏より、交通渋滞やその後のポリテクニク学校などの視察を提案されたため、同氏の経営する無農業農園へと視察先を変更した。現地においては、スターフルーツなどのトロピカルフルーツを多数栽培していたが、日本の果樹園のような品種毎の栽培ではなく、他品種を同じ耕地において、また、収穫時期を早める等を行うことなく、気候に合わせた無農業の栽培を行っていた。

ホーチミン市内においては、市民の嗜好として多くの果物を摂取しており、ホーチミン近郊での果樹の栽培はこの地域の市民の方々にとっても欠かせないものとなっている。住民の嗜好という点からは、日本人のそれとは比較できないほどの需要があることが分かった。

ベトナムは、現在、国民の6割が農業に従事しているが、今後、工業化の進展に伴い国民の生活が豊かになるに当たって、安心・安全で、味はもちろん見た目でも高品質なものを求めると予想される。この点で、将来的に品質の高い日本の農産物をベトナムに輸出する可能性はあるが、輸送コストが高いこと等を考慮すると、野菜等よりも価格の高い果物の輸出が有力であると考えられる。

また、イオンモールタンソンセータンを視察した際、魚や果物などは日本では見たこともない種類のものが商品として売られていたことから、日本では特別なものではなく、日常的に食されているものでも、ベトナムで高い評価を受けることもあり得るので、県内で生産されるナシ、イチゴなどの果物、また、イチゴ栽培のプラントの輸出の可能性を探ることも有益と考えられる。

(5) 「平成26年5月15日付海外行政視察終了届出書に添付されていた調査団スケジュール（変更後）（平成26年5月14日付）によれば、5月8日のスケジュールに変更があり、午前中はイオンモールソフナーセラドンを視察し、その後シェラトンホテルに移動し午後2時30分に到着し、午後6時30分にシェラトンホテルを出発したことになっている。しかし、同日の夜にはシェラトンホテルに宿泊しないのであるから、同日午後には同ホテルに向かう必要性は全くない。また、その後については何ら視察をした形跡がない。本件報告書にも上記空白の時間に関連する記載はない。このように『空白の4時間』が生じているのである。スケジュールが空白で、報告も全くないとするれば、これは視察団として行動したのではなく、個々の派遣議員の自由時間として報告できないような行動（市内観光など）に充てられた可能性が非常に高い。」

「本件海外視察において、派遣議員等は関係各所を視察しているが、それぞれの場所に費やした時間は多くても2時間30分（イオンモールソフナーセラドン）であり、『4時間』という時間は、本件視察において、「視察時間」として最も長い時間である。上記4時間の空白時間を含む総視察時間は、別紙のとおり15時間40分であるので、実に総視察時間のうち、25%が無駄に費やされた計算になる。もとより本件視察において、「観光」は予定されておらず、議員が観光をするというようなことは視察目的に照らして明らかに不合理である。従って、本件視察全体が違法となり、当該視察に係る支出は全て違法になるというべきである。」との主張について

14時30分から18時30分までの具体的な行動は(3)に記載のとおりであり、帰路途中での自由市場の見学後、昼食や出発準備の他、視察先企業との面談を行い成果を得ており、市内観光などに充てたものではない。

(6) 「本件派遣決定においては、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものであり、視察先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するものであったというべきであるから、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。」との主張について

今回の視察の基本的使命については、平成23年3月11日に起きた東日本大震災以来、宮城県内の被災地、特に沿岸における水産業、水産加工業においてその取引先の拡大、確保の上において重要な視察であると認識しているところである。

また、昨今のペトナムの国としての進捗、またその国民性の若いエネルギーの勃興など考慮すると最近の風評被害などにより宮城県の水産物、水産加工物の輸入を停止している隣国、韓国などもあり閉塞感のある海外への輸出先の拡大、確保を考えれば、こうしたエネルギーに満ちあふれた消費行動の高揚のあるペトナムに対する視察は、県政にとって大変有効かつ効果的

なものであると確信するものである。

また、今回視察したポリテクニク学校が、地域の若者に対して先進的な技術や国際的なペナーなどを教授している点は、こうした新興国において将来を見据えた人材育成への投資であることを認識させられた。

また、ペトナム政府からは、その後今回のこの視察の有効性を改めて評価していただき、在日ペトナム国フン特命全權大使他、複数名の大使館関係者が来県し、宮城県との今後さらなる経済、文化、人的交流の促進の要望があった。また、宮城県議会の中にペトナム交流促進議員連盟が設置された。このことにより、ペトナム大使館の絶大な協力が寄せられ、宮城県に対しての経済交流だけでなく、多くの分野についての波及効果が予想されている。これらのことから、今回の我々ペトナム訪問団視察の成果の一つであることを付言するものである。

また、これまで緑の防潮堤づくりなどで協力を仰いできたイオングループは、これからもペトナム国内での出店を予定しており、事実、宮城県内のクリーニンング業者がホーチン市で2番目となる新しいイオンモールに出店している。我々も現地の消費動向や人の流れなどを実際に見聞できたことで今後の海外への進出、特に宮城の県産品のペトナム市場への進出については実感として得ることができ、今後の県政、特に経済交流分野に大いに資するものと確信する。

8 参考人（同行議員）に対する調査

(1) 視察に同行することになった経緯とその目的はどのようなものであったか。

イ そもそもペトナム社会主義共和国への視察調査はそれまでの様々な活動（平成25年5月のペトナム計画投資省による「ペトナム投資セミナー」、9月のペトナムビンズオン省来県団との意見交換、10月のペトナム経済セミナー「宮城県中小企業の海外展開戦略について」）等の一連の活動をベースにして、宮城県議会商工議連会長である小野隆議員によって発案されたものである。

ロ 菊地恵一は当商工議連の幹事長であり、日頃から当議連の庶務事務を取り扱う立場にあつた。

ハ これらの経過の中で、ビンズオン省関係者からの現地訪問への招聘もあり、昨年秋季に小野会長からペトナム視察についての企画立案の相談があった。

ニ 一方、菊地恵一はその頃より他の地域への別項目の調査視察を企画中であり、また「宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領」並びに平成18年10月2日付けの議員海外調査費についての通知により、海外視察は任期中2回まで、合計90万円の範囲内の支給とされており、さらに、この海外視察費の支給と政務活動費からの支出を「合算」して対応することは不可である旨を議会事務局より確認した。

報 告 公 報 宮 城 県

ホ したがって、菊地恵一が今回の視察に参加し、海外視察予算の一部を支出した場合、その残金と政務活動費を合算して他の視察を行うことが不可能であることから、当初、菊地恵一はベトナム社会主義共和国への視察調査については企画・準備・手配・関係先との連絡調整等の諸準備を担うものの、参加の予定はなかった。

へ その方針に基づき、菊地恵一は他の参加予定の議員と協力しながら、準備作業グループのメンバーとして下記のような業務を行った。

- ・ N E C トーキョー(白石)の担当役員への視察依頼並びに事前研修の依頼と実施。N E C トーキョーベトナムの代表者との連絡調整。
- ・ 河北ライオンズクラブ現地担当者への視察依頼並びに連絡調整。
- ・ 国会議員事務所並びに宮城県担当職員を通じて、在ホーチミン日本総領事館への調査依頼並びに連絡調整。

・ 宮城県庁を通じて外務省への県議会議員海外渡航に伴う便宜供与の依頼。

・ イオンモール本社(千葉市)会長(当時)への視察依頼、並びに現地イオンモールスタッフセレクト担当役員との連絡調整。

・ 時間の関係で直接の調査はできなかったものの、現地調査活動のアテンド並びに現地の状況や宮城県からの企業進出等について多くの示唆をいただいたユアテック㈱ベトナム現地法人社長との連絡調整。

・ 宮城県国際化協会の協力により、事前研修としてベトナムから宮城県の大学へ留学している学生との現地情報収集、意見交換の企画と実施。

・ 事前研修として宮城県担当職員を講師とした勉強会の企画と実施。

・ 視察調査団派遣に係る議長に提出する各種書類の作成と申請。

・ 視察訪問先へのお土産の手配と購入等

ト この間、平成26年3月14日付で議長へ本件申出書が提出され、3月20日に視察団の派遣が決定された。

チ また並行して商工議連では、知事による企業誘致の成果で、ものづくり産業が集積しつつある宮城県において、沿岸被災地の直接的な復興だけでなく、内陸部の地元企業や立地企業による産業復興が、宮城県全体の経済復興に必要な県政課題であるとの観点から、特に津波の被害こそなかったものの、地震では最も大きな被害を受けた大崎市で50年、40年と操業を続けている2社の企業の被災と復旧状況を視察調査すべく企画準備した。

(平成26年5月2日(金)に大崎市のアルニス電気㈱と大崎市三本木のY K K A P ㈱の両社を訪問し、それぞれ担当の役員から調査項目についての詳細な説明と工場等現地視察を

行った。)

リ このように商工議連の活動を通じて、地元で生産するものづくり企業の現況とその課題を調査する一方、ベトナム社会主義共和国視察への一連の準備過程のなかで、海外に進出する意義と実際の状況について様々な情報を得ることができ、宮城県の工業振興という観点からしても、宮城県内での生産と海外に進出している生産という両者のケースがお互いに関連しながら、さらにそれぞれが県の産業振興に大きく寄与できること、また反面に課題もあることを認識した。

具体には、当初は海外への生産現場の移転は安い労働力を求めて、言わば国内からの脱出という意味合いが大きいと認識していたが、実際には、例えばN E C トーキョー株式会社の場合などは、国内で生産するほうが有利な製品と、海外で生産するほうが有利な製品があり、単に労働力単価だけの問題ではないことを教示いただいた。しかもベトナムの場合に、そのままの国民性と豊富な労働力、器用な手先などの好条件を早い時期から認識しており、さらにベトナム側の工場進出への優遇措置も多く、1997年から宮城県の工場とお互いに補充しあうような形で生産に取り組んでいて、また、現地の優秀な人材を日本の工場へ派遣したり、現地の人間が生産現場やマネジメントの活躍をするようになるなど、人材の確保という観点からも大きなメリットを得ているという。確かに、ベトナムに限らず現地の労働習慣の違いや風習の違いもあるが、ベトナムの場合は対応を誤らなければ良好な人間関係が築きやすい地域でもあるとの指摘があった。

また、河北ライオンズクラブの場合は、特殊な商品を生産する小規模企業だからこそ、日本における生産だけでなくベトナムにも生産現場を置き、その特殊性などをベトナムからA S E A N 諸国に発信アナウンスして新たな海外市場獲得を目指す販売戦略であり、大規模工場でなくとも海外に進出するメリットは十分にあることを説明いただいた。

上記の通り、震災からの復興を目指す本県の産業界において、ものづくり産業は極めて重要な取組であり、さらに海外へのビジネス展開も県の復興計画に明確に位置づけられており、これらの実情を把握することは県議会議員として、産業振興策等の政策提言等を行う上で極めて有効であると判断した。

さらに、菊地恵一の地元の中小企業でもベトナムの進出を考えている企業からの相談もあり、そのためのノウハウや行政等関係機関の支援状況や現地情報を得るためにもJ E T R O と、在ホーチミン日本総領事館への調査が欠かせないものと思われた。

さらに、準備過程において我が国流通最大手のイオンモールがベトナム社会主義共和国ホーチミン市郊外にショッピングモールを展開するという情報を得て、震災後に風評被害等

によって販路が縮小している県産海産物の販路開拓の可能性についても現地で調査すべきと判断した。

したがって、今回のベトナム社会主義共和国への視察調査は当初の想像以上に意義があり、その視察先においては上記の目的についても調査し、もって県議会議員としての政策提言等によって宮城県の復興発展に大きく寄与できる可能性のあるミッションであると確信して、この絶好の機会に改めて同じ行程での調査を希望したが、前述の理由から議員派遣と異なる方法での視察を検討した。

又 議会事務局にも確認した結果、ベトナムを政務活動費によって視察調査を行うことは問題無いとの判断を得て、結果、政務活動費の支出によって、ベトナム社会主義共和国視察調査団と同じ行程で視察することとしたものである。

(2) 「宮城県議会が費用を計上して視察団を派遣している以上、その余の議員が政務活動費を使用して視察に参加する必要性は全くなく、無駄な支出というほかないので、当該政務活動費の支出は違法であることは明らかである」との主張について

イ 上記のような経緯で菊地恵一はベトナム社会主義共和国視察団と同じ行程で視察したわけであり、必要な政務活動であった。

ロ さらに視察前に制度を確認し、問題ないとの認識の上で視察団と同じ行程で視察することとしたものであって、請求人が主張する「県議会が費用を計上して視察団を派遣している以上、その余の議員が政務活動費を使用して参加する必要性は全くなく、無駄な支出というほかない」との主張については理解することも同意することもできず、県議会議員の活動の現状と実態を把握していない請求人が、独断的先入観をもって主張しているものと理解するしかない。

ハ したがって、後段の「当該政務活動費の支出は違法であることは明らかである」との主張についても、何をもちてそう判断するのか理解できず、よって同意することもできない。

第6 監査の結果

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象箇所である議会事務局職員からの聴き取り及び参考人調査により実施し、次の各事実を確認した。

1 本件海外視察について

(1) 議員の派遣決定の手続等について

法第100条第13項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる」と定めており、会議規則第130条第1項では「議員を派遣しよ

うとするときは、議会の議決でこれを決定する」とし、同条第2項では「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならぬ」としている。

本件海外視察については、平成26年3月14日付けで、調査目的「県内産業政策と企業の海外進出推進に資するため」、視察地「ベトナム社会主義共和国」、期間「平成26年5月5日から5月9日（月）まで（5日間）」等を内容とする本件申出書が議長あて提出された。

議長は当該視察申出書を平成26年3月19日の議会運営委員会に送付し、同委員会が承認された上で、同月20日の第346回宮城県議会（平成26年2月定例会）において本件海外視察に係る議員派遣が議決され、議員派遣が決定した。

なお、派遣決定された議員のうち1名から、平成26年4月15日付けで「関係諸団体総会出席のため」を理由とする「議員派遣取消申出書」が議長に提出されて承認され、平成26年4月21日の議会運営委員会及び同年5月21日の第347回宮城県議会（平成26年5月臨時会）にその旨が報告された。

(2) 本件海外視察に係る費用弁償額について

議員の海外視察である外国旅行については、県議会議員の報酬等に関する条例（平成12年宮城県条例第65号。以下「議員報酬条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、費用弁償を支給することとされており、その種類、額及び支給方法については、同条第2項から第4項までに定めるところにより、法令及び議員報酬条例に特段の定めがあるもののほかは、県の一般職の職員の旅費の例によることとしている。

すなわち、費用弁償の種類については、職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）で航空賃、鉄道賃、車賃、船賃、定額による旅行雑費、宿泊料及び食卓料が対象経費となっており、ガイド料や昼食代については対象外となっている。また、通訳料については、県が旅行取扱業者と契約を行い、視察の終了後に直接支払われている。費用弁償の額については、議員報酬条例第6条第3項で車賃、定額による旅行雑費、宿泊料、食卓料の額が規定されているほかは、県の一般職の職員の例による。ただし、議員の海外視察の費用弁償については、平成18年10月2日付け議長通知「議員海外調査費について」により、議員の在期中に2回以内で90万円の範囲内とされており、支給上限額の90万円を超える費用については、各議員が自己負担することとされている。

そのほか、費用弁償の支給に当たっては、知事の補助執行者である議会事務局において、費用弁償請求書に添付された旅行取扱業者からの見積書及び日程表に基づき費用弁償額を算定し、概算払により支給している。そして、外国内での車賃は実費支給とされていることか

ら、旅行取扱業者から支払証明書を徴収し、精算確認を行う。
 本件海外視察の各議員に対する費用弁償については、平成26年4月21日に直接現金で支払われ、5月12日に精算確認が行われたが、その後、1名分の旅費3,650円が追加されており、その内訳は下表のとおりである。なお、派遣取消申出の議員の費用弁償額490,650円については、5月13日に全額が返納されていた。

(単位：円)

議員名	航空賃	現地交通費	国内交通費	宿泊料等	旅行雑費	調整額	計
小野 隆	254,360	171,000	1,568	60,000	4,010	3,650	494,588
今野 隆吉	254,360	171,000	1,728	60,000	4,010		491,098
相沢 光哉	254,360	171,000	1,120	60,000	4,010		490,490
島山 和純	254,360	171,000	8,064	60,000	4,010		497,434
長谷川洋一	254,360	171,000	1,248	60,000	4,010		490,618
本木 忠一	254,360	171,000	3,968	60,000	4,010		493,338
外崎 浩子	254,360	171,000	1,728	60,000	4,010		491,098
計	1,780,520	1,197,000	19,424	420,000	28,070	3,650	3,448,664

(3) 本件海外視察の実施状況について

本件海外視察の行程は、本件申出書に添付されている現地調査行程表から一部変更が生じている。変更後の行程については、本件報告書における調査時間と多少の相違はあるものの、視察終了届出書に添付されている現地調査行程表のとおりである。また、調査事項、視察先、相手方等は下表のとおりである。なお、現地調査行程表と本件報告書におけるスケジュールとは視察先等の内容が相違しているが、行程表が正しいことを確認した。
 視察先の変更内容・理由等は次のとおりである。
 イ 「1次産業関連調査」等の変更について

平成26年5月8日の午前に1次産業関連調査として予定していた「メコンデルタ農業施設」については、往復で2時間程度かかる距離にあり、現地の交通事情などから効率的な

調査が困難であると判断して取りやめた。このため、5月7日にピンスオン省のドンアン工業団地所有者のラン会長に農業情勢の視察先について相談したところ、職業技術訓練校である「ドンアン・ポリテクニク学校」とその移動途上にある「無農薬農園」の視察が提案されたことから、7日の午後と同農園と同学校を視察地として追加することとし、その関係から、当初7日午後に予定していた「新都市市街地調査」を「ドンアン第1工業団地」に変更した。

ロ 「商業街区・消費動向調査」の変更について

5月8日午前に予定して取りやめた「メコンデルタ農業施設」調査の時間帯については、「イオンモールタンソーセラドン」の視察が可能となったことから、市内商業街区における「商業街区・消費動向調査」先として視察先を変更した。

ハ 5月8日午後の変更について

5月8日午後に予定していた市内商業街区における「商業街区・消費動向調査」については、午前の「イオンモール」に視察先が変更となったことから、午後の予定を変更している。午後の行動状況等は、午前中のイオンモール視察からホテルへの帰路において自由市場を見学の後、14時30分から15時30分頃までは、ホテルで昼食をとりながらこれまでの視察内容やその成果についての意見交換を行い、15時30分から16時30分頃まで、NECトーキン現地社長の佐藤雅彦氏と令夫人の往訪があり歓談等を行った。その後、ホテルを出发する18時30分頃まではホテル内で出発の準備等に当たった。

月 日	調査事項	視 察 先	相 手 方
5月6日	企業進出関連	ジェトロホーチミン事務所	安邨宏隆所長
	企業進出状況	NECトーキンベトナム	佐藤雅彦社長
	表敬訪問	在ホーチミン日本総領事館	中嶋敏総領事
	企業進出関連	河北ライオンズクラブ シヨンスベトナム	高橋敏男社長
	工業団地整備	ドンアン第2工業団地	ゾイ・マン・ラン会長
	意見交換	ピンスオン省政府	ナム人民委員会副会長

5月7日	1次産業関連	無農薬農園	アイ・ワン・ラン会長
	職業技術訓練学校	トリアンポリテクニク学校	アイ・ワン・ラン会長
	新都市街区・インフラ整備状況	トリアン第1工業団地	アイ・ワン・ラン会長
5月8日	商業街区・消費動向	イオンモールタンブーセラード	小西チェアマン他

(4) 視察終了後の手続について

派遣議員らは、宮城県議会が作成した「海外視察に関する手引き」に基づき、視察終了後1週間以内に海外行政視察終了届出書を議長あて提出することとされている。また、視察終了後原則として90日以内に議員海外視察報告書を議長あて提出することとされている。この報告書には①事前研修等の実施状況 ②調査結果（現地での調査内容及び結果を具体的に記載する。）、③得られた成果及び県政への反映方策等を記載するとともに、必要に応じて収集資料を添付することになっている。本件海外視察については、平成26年5月15日付けで海外行政視察終了届出書が提出され、平成26年8月7日に本件報告書が2部提出され、1部は議会の図書室に配架され、閲覧に供されている。

2 本件同行視察について

(1) 政務活動費による海外視察について

宮城県では、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して政務活動費を交付するため、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成16年宮城県条例第38号。以下「政務活動費条例」という。）を制定し、併せて宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成16年議会訓令第3号）及び政務活動費の交付に関する要綱（平成16年4月1日施行）を定めて、これらに基づいて政務活動費の交付を各会派及び議員に対して行っている。

会派に交付された政務活動費に対して、会派の所属議員は、毎月の政務活動費について支出報告書を翌月に会派に提出し、会派は、その内容が適当であると認められた場合は、当該議員に対して政務活動費を交付するものとされている。

そして、政務活動費条例第2条第2項において、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする」と規定されており、別表における経費区分の調査研究費については、「会派又は議員が行う県の事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」と定められている。

なお、宮城県議会は、条例、規程、各種様式、事務処理方法等を網羅して、会派及び議員が政務活動費の支出等の実務を行うに当たっての参考とするための資料として、「政務活動費の手引」（平成25年3月）を作成しているが、この中では、使途項目ごとの具体例が列挙されており、調査研究費の一つの例として「県内外における現地調査・視察（海外調査を含む。）」が示されている。

このことから、同行議員は、議会事務局にも確認の上、これら条例等の定めるところにより政務活動費によって視察調査を行うことに問題がないと判断した上で同行したものである。

(2) 同行視察の実施状況について

本件同行視察の行程は、本件海外視察と同じ行程で行われており、内容は(1)で記載のとおりである。ただし、平成26年5月7日の視察については、体調不良により終日ホテルで静養していたことから参加はしていない。

(3) 本件同行視察に係る政務活動費の交付について

同行視察に係る調査研究費の旅費合計442,394円（内訳は下表のとおり。）については、菊地議員が会派に提出した平成26年5月分及び7月分の支出報告書の中に含まれており、会派の審査を受けて、10月15日・10月20日・12月18日の3回に分けて交付された。また、旅費の算定に当たっては、政務活動費条例及び政務活動費条例が準用する議員報酬条例に基づき適正に算定されている。

（単位：円）

自宅と空港往復旅費	駐車料	航空賃	現地交通費	宿泊費	施設使用料	合計
7,024	3,000	240,000	123,000	51,000	18,370	442,394

第7 判断

1 本件海外視察について

議員の派遣については、法第100条第13項の規定により「議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる」とされており、会議規則第130条第1項本文の規

定により、「議会が議員を派遣しようとするときは、派遣の目的、場所、期間等を明らかにして議会の議決で決定する」とこととされている。

判例においては「議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために、合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や国外に派遣することができる」としながらも、「裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」（最高裁第3小法廷平成9年9月30日判決）とされている。

したがって、議員の海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣計画が調査目的と全く関連性がない場合など裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることから、本件海外視察がそれに当たるか否かについて検討する。

なお、議会での派遣決定手続及び公金の支出事務については、法令等の規定に基づき適正に行われているのは、事実関係の確認（第6-1(1)及び(2)）のとおりである。

(1) 調査目的について

本件海外視察の調査目的は、本件申出書のとおり、ベトナム社会主義共和国における①本県進出企業の実態に係る調査、②現地地方政府の企業進出奨励策に係る調査、③工業団地整備および都市形成の状況に係る調査、④第一次産業の実態に係る調査とされている。これらの調査は、東日本大震災による労働力不足や水産加工品等の販路消失などの復旧・復興に係る課題に対応するとともに、県内企業の海外ビジネス展開を支援するための、東南アジアとの経済交流を進める本県の産業振興施策の推進に資するものであり、県政の重要課題と密接な関連性を有すると認められることから、海外視察の趣旨に照らせば、このような調査目的は合理的で妥当なものとして認められる。

(2) 派遣計画について

本件海外視察における派遣計画の視察行程等については、ベトナムに進出した県内企業や地元工業団地及び地方政府など、いずれも調査目的と合理的関連性のある視察先が選定されているものと認められる。また、調査先においては、それぞれ、事前に協議を重ね設定した調査項目に応じた内容について、一定の時間をかけて、実地視察とともに企業や地方政府関係者からの説明及び聴取、質疑等により調査したものであることが本件報告書及び調査団からの回答書等から確認できることから、実際の調査内容についても調査目的との関連において合理的関連性があると認められる。

また、本件海外視察の当初の行程は、移動時間を考慮しながら、それぞれの視察先において必要な時間を設定しており、調査目的に照らして合理的な行程であったと認められる。

そして、現地に到着後、視察先への移動時間の関係から視察地の変更等が生じたことは、事実関係の確認（第6-1(3)）のとおりであるが、海外視察において、視察先や視察時間等が現地の事情や状況等によって変更されることは十分にあり得ることである。したがって、当該視察先の変更には合理的理由があり、また、変更後の視察先も調査目的との合理的関連性を有していることから、実際の調査行程及び内容も妥当なものであったと認められる。

なお、請求人は、平成26年5月8日午後のホテル到着後、ホテル出発までの4時間の行動については、個々の派遣議員の自由時間として報告できないような行動に充てられた可能性が高く、観光であれば視察目的に照らして明らかに不合理で、当該視察にかかる支出はすべて違法になるべきと主張する。この4時間の状況については、事実関係の確認（第6-1(3)）のとおりであり、当該時間帯は、当初から調査目的と無関係に組まれていた時間ではなく、7日と8日の視察先の変更等に伴い生じた時間であり、その内容も昼食や来訪者との歓談及び出発準備等に費やされており、各議員が個人的な遊興目的で行動していたことなどの事実もないことから、視察目的や派遣計画等に照らして不合理なものとは認められない。

以上のとおり、本件海外視察は、海外行政調査の趣旨に照らし、調査目的に合理的理由があり、派遣計画との合理的関連性があると認められることから、本件海外視察に係る派遣決定については、その裁量の範囲に逸脱又は濫用があったとはいえない。

2 本件同行視察について

政務活動費の制度は、平成12年の法改正により設けられたもので、その趣旨は、「地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明化を確保しようとしたもの」（最高裁第1小法廷平成17年11月10日判決）とされている。

そして、法第100条第14項は、政務活動費を「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付することができる」とし、「政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」としていることから、政務活動費の使途については、法の趣旨に反しない限り、条例の定めに従って認められているものと解されている。

したがって、議員が議決機関の構成員として、県行政の広範な領域においてその機能を発揮すべく、海外事情を視察することによる調査研究活動も法の趣旨に適合するとともに、本件同行視察は、政務活動費条例第2条で定める海外視察であり、当該経費が「政務活動費を充てることができる経費」に当たるものと解される。

しかしながら、政務活動費の支出による海外視察は、公務による海外派遣と比べて、会派又は議員の一元広範な裁量権が及ぶと考えられ、「その調査対象の選定、調査方法、内容につき、議員としての調査研究の範囲を逸脱しない限り、議員のある程度自由な裁量に委ねられており、かかる裁量の範囲を逸脱するか裁量権の濫用がある場合に政務調査費の使用は、違法または法律上の原因がない」（大阪高裁平成17年5月25日判決）と解されている。

そこで、本件同行視察の費用を政務活動費から支出することに議員の裁量の範囲の逸脱又は濫用があるかについて検討する。

なお、本件同行視察に係る会派からの政務活動費の支出事務については、条例等の規定に基づき適正に行われていることは、事実関係の確認（第6-2(3)）のとおりである。

(1) 調査目的及び調査内容について

同行視察に至った経緯については、同行議員からの回答書（第5-8(1)）によれば、本件海外視察に準備段階から関わっており、当初は参加の意思もあつたものの、別の海外視察を企画していたこと及び本件海外視察にも参加すると、議員海外調査費の支給限度額である90万円を相当額超えることが見込まれたことのほか、当該超過分を政務活動費で充てることができないことを議会事務局に確認したことから、当初は参加予定はなかつたものである。その後、様々な視察準備に関わる中で、本件海外視察の意義等を確信して、同じ行程での調査を希望し、議会事務局にも確認の上、政務活動費により視察調査を行うことに問題はないとの判断に立ち同行視察することとなつたものであり、合理的な理由があると認められる。また、同行視察の具体的な調査目的としても、海外へのビジネス展開が本県の復興計画に位置づけられており、議員としての政策提言等のために実情把握することや、進出企業の現地調査により震災により販路が縮小している県産海産物の販路開拓のためとするなど、県の復旧・復興に寄与できる視察調査となっており、調査目的は県政との関連があり合理的で必要性があるものと認められ、調査内容についても、調査目的との合理的関連性が認められる。

(2) 支出された政務活動費の費目及び額

本件同行視察の費用は、事実関係の確認（第6-2(3)）のとおりであり、政務活動費条例の規定に基づき算定され、本件視察の目的及び具体的内容に照らして必要かつ合理的なものといえる。

以上のとおり、本件同行視察の目的と県政との間には関連性があり、その内容は視察の目的に相当なものであり、そのために支出された政務活動費の費目及び額も必要かつ合理的なものであることを総合的に考慮すると、同行議員が本件同行視察の費用を政務活動費から支出したことは、法令の規定に照らして明らかに必要性、合理性を欠くものとはいえないことから、本件同行視察に係る政務活動費の交付に裁量の範囲の逸脱又は濫用があつたとは認められず違法とはいえない。

ない。よつて、県は不当利得返還請求権を有しているとは認められない。

ところで、請求人は、寺澤正志議員が、諸団体総会への出席を理由に、直前になつて視察をキャンセルした事実を踏まえ、本件海外視察の必要性がなかつたことを主張するが、監査委員としては、当該議員の本件海外視察に対する必要性の認識は承知しないものの、その事実をもつて派遣議員の認識を推察することはできず、まして、本件海外視察の必要性が左右されるものでないことはいふまでもない。

なお、監査委員としては、議員の海外視察の決定については、参加する議員はもとより、議員各自がその重要性と議会の議決を得ることの意味を再認識するよう、議会に対して要望しているところである。

また、請求人が請求書の中で被災自治体であることの特異性で主張する、本県が被災からの復興途上であり、本件海外視察は不必要といふべき等の主張については、先に述べたように派遣決定は議会の裁量に委ねられているものであるから、何を優先して調査すべきかの適否が、その裁量権の逸脱又は濫用の判断に影響を与えるものではない。

3 結論

以上のとおり、本件海外視察に係る公金の支出については違法又は不当なものとは認められず、また、政務活動費の支出による本件同行視察についても違法なものとは認められない。よつて、請求人の主張には理由がないので、これを棄却する。

付言

本件監査の結果は以上のとおりであるが、監査の過程で、海外視察の実施に当たつて改善すべき点が見出されたので、県議会に対して次のとおり要望する。

本件請求に係る政務活動費による海外視察への同行視察については、判断で述べたとおり合理的な理由があつたと認められるものではあるが、公務である議会決定の視察と公務とは明らかに区別されるべき議員の政務活動が一体となつて実施されることは、それぞれの制度の必要性や趣旨を考へれば混乱を招くことにもなりかねない。また、いずれも財源が公費であることを思料すれば、県民の理解を得ることが難しいと考えられることから、このような視察形態の適否について検討されたい。